

第百八十九回国 参議院地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第五号

平成二十七年六月十日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

安井美沙子君

補欠選任

西村まさみ君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 政人君

江崎 孝君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 一彦君

江島 潔君

尾辻 秀久君

島田 三郎君

滝沢 求君

松下 新平君

三木 亨君

森屋 宏君

山田 修路君

若林 健太君

金子 洋一君

斎藤 嘉隆君

西村まさみ君

野田 国義君

藤末 健三君

横山 信一君

寺田 典城君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

内閣府副大臣

厚生労働副大臣

農林水産副大臣

内閣府大臣政務官

総務大臣政務官

農林水産大臣政務官

総務大臣政務官

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房情報通信技術(ITT)総合戦略室次長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内閣府地方分権改革推進室次長

大門実紀史君

松田 公太君

和田 政宗君

薬師寺みちよ君

福島みずほ君

平野 達男君

石破 茂君

平 将明君

永岡 桂子君

あべ 俊子君

小泉進次郎君

あかま二郎君

長谷川 岳君

藤田 昌三君

小野 哲君

二宮 清治君

新井 毅君

木下 賢志君

井野 靖久君

満田 誉君

内閣府地方創生活推進室長

内閣府地方創生活推進室次長

消費者庁審議官

総務大臣官房審議官

総務大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

農林水産大臣官房生産振興審議官

内田 要君

若井 英二君

服部 高明君

時澤 忠君

青木 信之君

宮野 甚一君

中山 峰孝君

谷内 繁君

荻谷 秀信君

今別府敏雄君

鈴木 良典君

岩瀬 忠篤君

石川 正樹君

木村 陽一君

佐藤 悦緒君

藤井 直樹君

篠原 康弘君

推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田昌司君) ただいまから地方・消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十三日、安井美沙子君が委員を辞任され、その補欠として西村まさみ君が選任されました。

○委員長(西田昌司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府地方創生活推進室長内田要君外二十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田昌司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田昌司君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石破国務大臣。

○国務大臣(石破茂君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであります。

本法案は、平成二十六年から新たに導入しました地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地方公共団体の提案等を踏まえ、本年一月に閣議決定した対応方針に基づき、地方公共団体への事務権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

第二に、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っております。また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方に

おいては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっております。このため、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決し、地方において、仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところであります。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトシティ、いわゆる小さな拠点形成することにより中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとしております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備された工場用地等のうち遊休工場用地等において同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することとしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人として指定できる法人の範囲を拡大することと

いたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

十分御審議の上、速やかに成立いたしますよう、お願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(西田昌司君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。本日は質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

地域再生法改正案を中心に質問をさせていただきます。去る五月十七日に行われましたいわゆる大阪都構想についても最初に触れさせていただきたいと思っております。

この住民投票、御承知のとおり、僅差ではありますけれども否決をされました。通常は、いちびりという言葉もございすけれども、変化を好む大阪人気質、これが勝つんですけれども、今回のいわゆる都構想に対しましては、都にはなれないということに加えて、大阪市という政令指定都市がなくなると五つの特別区が設置されるといふことについて、政令市の潤沢な財源が大きい削減されることになるといふことに大阪府民、市民の皆様方が気付いていただきました。市民への行政サービスの低下が起こるのではないか、あるいは関西経済の牽引役としての力が、大阪市の力が更に弱まるのではないかと、こういうような不安が大阪市民の中に募った結果が今回の否決ということにつながったというふうを考えております。

大阪市の経済力につきましては、お手元に資料一として提示をさせていただいておりますけれども、特にリーマン・ショック、二〇〇七年辺りからのアフレ脱却力が他の政令指定都市に比べて極めて弱いということが分かります。もちろん、二〇〇一年から八年間、私も大阪府知事の職にあつたわけでございますから責任の一端がないとは申せませんが、この七年間、制度論、大阪都という制度論に偏り過ぎた議論が行われまして、自身の政策、特に地域活性化、大阪を活性化していくというような実質的な政策が講じられてこなかったということも大きいと私は考えております。

資料一は政令指定都市の一人当たり所得を二〇〇一年を一〇〇として推移を見たものでございすけれども、全国の主要都市の中で回復力が最も弱のが大阪市。最近では外国人旅行者の増加によりましてホテルの稼働率が高まり、あるいは百貨店の売上げが増えるなど、良い兆候もございすけれども、内発的な回復力という意味では、この図がトレンドを表しているというふうに思います。

主力であった家電産業が現在の円安下にあっても十分には回復をしていない、そして主要な製薬メーカーなどが本社や研究所を東京や神奈川県に移転をしたということなど、中核となる産業あるいは企業の維持、成長が図れなかつたということが私は大きな原因だと思っております。

今回の地域再生法改正案に盛り込まれております地方拠点強化税制でも、高質な雇用の場として、期待をされております。本社機能の移転先として、税制上の優遇措置を受ける対象地域から、名古屋市の一部とともに大阪府全域、関西の主要都市の一部が除外されました。

産業集積の現状から見てやむを得ない、大阪はまだまだ恵まれている、名古屋もだ、こういうことかもしれないけれども、資料二にありますとおり、この数十年間、大阪は東京集中の、一極集中の影響を最も受けてきたと言つても過言ではないんです。資料二を見ていただきますと、はつきりと東高西低あるいは東京一極集中のすさまじ

ざということが分かる場合がございます。

本社移転の実績を掲げたものが資料三でございます。これは大阪府における本社の転入転出企業数推移というものをたどったものでございまして、御覧いただいで分かりますとおり、二〇〇二年から二〇〇一年の間、ずうっと転出超過が続いておりまして、この間の十年間で千五百四十四社の本社転出超過が大阪府ではあったということでございます。

こういうことから考えまして、また、いざというときのリダンダンシーを確保するという観点からも、地方拠点強化税制は、本来、東京圏から本社を移す全ての地域、大阪も名古屋も含めて対象とすべきではないでしょうか。

地域再生法改正案には、附則第三条に検討規定が設けられております。今後、東京一極集中の是正が余りスピード感を持って進まないというようなことであれば、地方拠点強化税制の対象除外地域を見直す必要も出てくるのではないかと考えますが、石破大臣、いかがお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 答えから申し上げますと、委員御指摘のとおりであります。本法案の附則第三条に基づきまして、本法施行後の状況を三年間見るといことになっております。すなわち、政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるといことになっておりまして、施行後の状況を三年間見るといことになって、これは虚心坦懐に判断をすべきものだと考えております。

これ、何を支援するかは党でもいろいろ御議論をいただきました。政府の中でもあったところがございますが、例えて申し上げますと、可住地面積を分母とし事業所数を分子とする、いわゆる事業所密度というものをいまして、東京二十三区が八・九、関東圏の政令市は二・四、関西圏の政令市は四・三ということですが、大阪市に限

りますとこの事業所密度は九・四ということでありまして、東京二十三区よりも事業所の密度が高いということになります。全国平均は〇・四六、ちなみに鳥取県は〇・三と、こういうことになるわけでありまして。こうしますと、やはり大阪の場合にかなり集積の密度は高いなということございまして、こういうような形に対応させていただいております。

大阪の方々が関西圏の地盤沈下ということをよくおっしゃるわけですが、では、皆様方、何で本社を東京に移転しましたか、移転しなければならぬ必然的な理由がありましたか、それからまた大阪へ戻るとい選択肢はございませんかということをお尋ねいたします。やはり、大阪へ戻ろう、関西へ戻ろう、そういうような動きが最近少しずつ見え始めたと思っております。大阪のことに通曉せられた太田委員のまたいろいろ御意見を承りながら、虚心坦懐に政策を遂行してまいりたいと考えています。

○太田房江君 大臣、誠に答弁ありがとうございます。

大阪の事業所密度というのが高くなりますのはどうしても中小企業が多いということによることもあるかと存じますので、これからの推移を見て、この附則第三条、検討規定の活用についてお考えいただければ幸いです。

それから、私は、東京一極集中に歯止めを掛けるという意味から申し上げますと、若者にも魅力のある地方中核中核都市というものを中心とした新たな集積構造というものを構築する必要があります。こういう考え方を、今後の地方創生の施策を積み上げていく中で、是非具体的に施策を講じていっていただきたいと、こう考えている者の一人でございます。

増田論文、いわゆる「壊死する地方都市」の中でも、地方圏が踏みとどまるためのアンカーを打ち込む役割を果たすのは全国に六十一ほどある地方中核拠点都市であるというふうに明記をしてあ

りまして、ここに大学ですとか研究開発機能、あるいは高度な医療サービス、対事業所サービスなどの高次都市機能を集積していく必要があるのではないかと、こういうふうにご意見を伺います。

こういう重層的な都市のダム群、これとその周りを取り囲みます地方圏域、これ後ほど申し上げます連携中核都市圏という考え方とつながってまいりますけれども、こういうものの形成などにより、東京からの人口流入、いわゆるU・I・Jタームを受け止めていく一次的な受皿にしていくべきではないかと考えているわけですが。

一方、総務省の方では、第三十次地方制度調査会からの答申を踏まえられまして、昨年地方自治法が改正され、大都市制度の見直しと新たな広域連携の仕組みの整備が図られております。

大都市制度の見直しに基づく総合区制度ということにつきましては、先ほど申し上げましたいわゆる大阪都構想が否決をされた大阪府において、現在の適用の是非が議論されておるところでございます。

一方で、新たな広域連携の仕組みの方でございますけれども、これは、地方中核拠点都市を中心とした一定の圏域内で幾つかの自治体が連携協約というものを結んで、圏域全体を見据えた町づくりですとかあるいは役割分担というものを可能にするものでございます。中核拠点都市の都市機能、高次都市機能というものを共有しながら、一定の圏域がコンパクトにまとまって様々な政策の効果を上げていくためには有効な制度ではないかと、こういうふうには私に考えております。

まず、総務省にお伺いをいたしますけれども、この制度が、地方圏において地方中核拠点都市を中心にするように活用をされることを期待してこの制度をつくられたか、お伺いしたいと存じます。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。現在私も進めておりますのが連携中核都市圏の構想でございます。これは相当規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携をし、人口減少社会におきましても一定の圏域人口

を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものでございまして、この連携を行うに際しまして、昨年改正をいたしました地方自治法の連携協約の仕組みを活用していただくというものでございます。

この連携中核拠点都市圏におきましては、連携中核都市となりまして圏域の中心都市のみならず、近隣の市町村の住民の方々が引き続き現在の居住地で生活をしていくことができるように、圏域全体の地域経済を活性化して利便性を向上させていくことを主眼としておるところでございます。

そのため、連携協約の締結を通じて、産学官の共同研究でありますとか新製品開発支援でありますとか六次産業化支援、こういった圏域全体の経済成長の牽引という役割を果たしていただきたいというふうにご意見を伺います。また、高度医療の提供体制の充実でありますとか高等教育、研究開発の環境整備、こういった高次の都市機能の集積、強化というところにも期待をしております。さらに、地域医療確保のための病院輪番制の充実でありますとか地域公共交通ネットワークの形成、こういった圏域全体の生活連携機能サービス向上という役割もございまして、そういった施策に地方公共団体に積極的に取り組んでいただきたいというふうにご意見を伺います。

○太田房江君 私、先ほど申し上げました地方中核拠点都市の都市機能の向上という意味では、この連携中核都市圏の考え方、大変近いと考えておりますけれども、そしてまた既に多くの地域が名を上げておられるようです。

ただ、ここで問題なのは、枠組みはつくれるんですけれども、中の政策の実効性をどうやって上げていくかと、こういうことだと思っております。連携協約でいろいろなことを結んでも、当然、総務省のみならず他省庁の様々な協力、連携が必要になってくるわけですから、そこら辺のところを、私は、まち・ひと・しごと創生本部がうまくつないでいただければ有り難いなと、こういう

思いを一方で持つております。全国知事会からも、地域間連携による高い効果が見込める新たな新型交付金というように重要な要望も出されているようにございます。

今申し上げましたように、なかなか難しいこの省庁間の連携というものを、こういった新型交付金というようなことを介して、あるいはまち・ひと・しごと創生本部の石破大臣のリーダーシップを介してうまくこの連携中核都市圏というように制度が動いていくことが望まれると思いませんけれども、まち・ひと・しごと創生本部の方では、こういった総務省の提示された新たな仕組みとの連携、特に今度お考えになっていると言われているように新型交付金の中でこういった制度をどのように組み込んでいくかというようなことについて、お考えをお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(石破茂君) この新型交付金というのは、総理からもその創設というものを御指示をいただいているところであります。これは、財源論から入りますと、どこからお金を持つてくるんだというお話になって、損したとか得したとか、非常につまらないお話になるわけでありまして。

委員御指摘のように、各省がいろんな補助金を持つております。また、地方交付税という制度もございまして、それぞれの省庁が持つている補助金だけではできないのだと。結果平等といいますが、それを志向するがところの交付税でも駄目だと。補助金と交付税ではできない、そういう分野があるはずで、そこに新型交付金というのは使われなければならない。例えばCCRCを地方が入れたいと思った場合にどうなるか、DMOをやりたいと思ったときにどうなるかというときにこの新型交付金をどう使うかという、そういうコンセプトづくりが一番大事だと思っております。もちろん額は多いにこしたことはありませんが、何のために必要なのだということをきちんと論証することから始めたいと思っております。そこにおいて重要なのは、委員御指摘のように、

地域間連携というものをどのように図っていくか、あるいは官民共同というものをどのようにやっていくか。地域間連携のための補助金なんというのは余り聞いたこともありませんし、官民連携のための補助金というのも余り聞いたことがないわけで、そこにおいて、地域の創意工夫が使える自由な交付金というものの、設計の余地があるだろうと思っております。

連携中核都市というものを考えたときに、連携中核都市から新型交付金というふうにするか論理的につなげるわけはありませんが、連携中核都市の取組において新型交付金が生きる余地とか、そういうような場面はたくさんあるというふうな思っております。例えば、姫路を中心とする連携中核都市、あるいは倉敷を中心とした連携中核都市、それぞれの地域において、こういうことに新型交付金を使えるはずだということをお知恵もいただきながら、あるいは当委員会では地方行政に連携せられた方々が多いので、こういうようなコンセプトでどうだということ御提案をいただきながら、私どもとして有効な制度設計を行ってまいりたいと考えております。

○太田房江君 大臣、ありがとうございます。大いに期待をさせていただきますと考えております。次に、ちよつこの地域再生法改正案とは少し外れるんですけども、コンパクトシティに関する係をしてみたいので、他省庁の法律ではございますけれども、中小企業需要創生法改正案についてちよつとお伺いをさせていただきますと存じます。

地方創生にとつて大変大事なことで、これは、先ほど来出ております本社機能を戻すこともそうですし、それから新しい産業を、六次産業を含めて育てていくことということもそうですけれども、私は、最も大事なことは、古くから地域を支えてきた地元事業者をしっかり支えていくことではないかと、こういうふうな考えております。地域を支える中小・小規模事業者が持続的に町を支えて

いけるように、国も地方も真剣に取り組むべき時期ではないかと、このように思っています。皆様の御記憶にも新しいと思いますけれども、私はこの事例を、ガソリンスタンドを例に少しお話しさせていただきますと思います。

あの東日本大震災の際に、地元のガソリンスタンド、これ、もちろん被災をいたしましたけれども、にもかかわらず、緊急車両等への燃料供給に走り回りまして、被災地における重要なエネルギー供給拠点として大変頑張ってくださいました。昨年のエネルギー基本計画にも、石油はエネルギー供給の最後のとりでというふうに明記をされておりますけれども、この背景にあるのは、こういった地元SS、地場ガソリンスタンドの活躍あつての話でございます。

そして、震災を契機にいたしました、こういう事例を一つ踏まえまして、全国の地方公共団体が災害時に石油供給を機動的に行う災害協定を締結するというケースが増加をいたしておりますが、その災害のときに機動的に動き回ろうとしている地元のガソリンスタンド、これは皆さん御承知だと思っております。今、一日に四軒のペースで減少を続けております。大変、これ、いざというときにどうなるのかと、こういう感じがいたしております。

私は、以前から全国のガソリンスタンドを、特に地元ですつと頑張ってきたガソリンスタンドを廃業から救うために官公需の活用ということを提案しまして、機会あるごとに発言をさせていただいてまいりました。災害協定を結んでいる地元の中小石油販売業者が、災害時のみならず平時においても安定した経営環境を維持するためには、自治体や国の燃料調達、すなわち官公需の受注機会をそういった地元のガソリンスタンドに対して確保をしていく、増大させていくという努力が不可欠かと思っております。

このためには、平時から国や地方公共団体が災害協定を締結した組合と随意契約を行って、優先的に燃料調達をそういうガソリンスタンドから

図っていく、あるいは、地場のガソリンスタンドが受注しやすいように分離分割注を可能とするなどを現在の法律の枠内で可能とする方法はないかと、こういうふうな考えてまいりましたけれども、今回経済産業省の方で検討をされておられます改正官公需法に基づく基本方針に、今申し上げたような地元ガソリンスタンドに官公需を優先的に割り当てていくという考え方を盛り込めないかというふうな考えます。

これについては経産省にずつとお願いをしておりますけれども、現在の検討状況についてお伺いをさせていただきます。

○政府参考人(佐藤悦緒君) 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が発する車両への優先供給や上下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行うなど、地域における石油製品の安定供給に非常に重要な役割を担っているものと認識しております。

このため、現行の官公需法に基づく国等の契約の基本方針では、災害時の継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする際には、必要に応じて、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用を努めることとしております。

それで、加えまして、委員の御質問にございましたように、非常にこの自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者の重要性、私どもも承知しておりますので、石油の供給網の強靱化の観点から、今申し上げましたような災害協定を締結した地域の中小石油販売業者への配慮措置、何らかの明記をしたいと政府内で検討しているところでございます。

また、地域の中小売販売業者にとつてより身近な存在である、これも御指摘いただきましたが、地方公共団体においても基本方針に沿った調達が行われることが極めて重要であります。このため、基本方針策定後間もなく、全ての都道府県及び市町村等、合計約千八百の自治体に対して、大臣名

の文書により基本方針に沿った調達を求めること  
にしたいと存じております。また、各都道府県に  
関しましては説明会を開催させていただきたいと  
いうふうに思っております。

こうした取組により、官公需における地域の中小  
石油販売業者の受注機会を平時から適切に確保  
してまいりたいというふうにご考えております。

○太田房江君 御丁寧に検討していただきまし  
て、大変ありがとうございます。

ただ、この質問の中でも申し上げましたけれど  
も、この場合の肝は、随意契約、分離分割発注と  
いうことをごいいますので、この点について更に  
御検討をいただき、国の基本方針に明記をしてい  
ただきますように改めてお願いをしておきたいと  
思います。

私、なぜここでこのような質問を申し上げたか  
と申しますと、地産地消という考え、これは地方  
創生にとって大変大事な考え方ではないかと思  
ったからでございます。地域の雇用増大、これ  
は本社を介することによってももちろん可能でござ  
いますし、また、新しい産業を育てることによつ  
ても可能ではございますが、今頑張っている企業  
を守り立てることによつてまずは基盤となる雇用  
をしつかり支えていく、こういう地産地消の考え  
方を是非とも地方創生の基本的な考え方の一つに  
据えていただきたいと、こういう思いで今の質問  
をさせていただきます。

あと五分残っておりますけれども、私、最後に  
要望だけ申し上げておきたいと思っております。

先ほど申し上げました地方中核都市の都市  
機能の強化という点に関連して、今まで決算委  
員会等の質問の中で首都機能の一部移転というこ  
とについて少し指摘があったと思っております。

これは、出ては消え、出ては消える議論なので  
ございませぬけれども、私は大阪で知事をやってお  
りますときに、中小企業庁は大阪にあるべきとい  
う議論をさせていただきまして、これはちょっと  
手前みそではございませぬけれども、でもよく考え  
てみますと、中小企業庁のほかにも、例えば文化

庁であるとか、あるいは観光庁であるとか、余り  
全部言う問題かもしれませんが、林野庁  
であるとか、いろいろございませぬ、特許庁も  
そうだと思います。こういう省庁というのは現場  
に近いところにあつてこそ機能の充実に図れる  
あるいは情報が集約できることだと思つていま  
すし、また、全国の人から見ても、東京に行かず  
に大阪で、京都で、名古屋で、北海道で、様々な  
仕事ができるという地方創生の大変いい機会に  
もなつてくると思つております。

まあ一朝一夕にいかないことは大変よく分かつ  
ておりますけれども、こういった首都機能の一部  
移転についても引き続き検討をしていただき、こ  
れから、地方の方から提案等もできるような仕組  
みがあるようにございませぬので、この点について  
石破大臣のリーダーシップをよろしくお願い申し  
上げます。

○國務大臣(石破茂君) 済みません、ありがと  
うございました。いい機会ですので、せつかく御質  
問というお言葉をいただきました。

今私どもの方で、全、東京都を除きます四十六  
道府県にお願ひをしておりますのは、これは国会  
でも御議論いただきましたが、国の機関というの  
はこんなものがありますというリストを全部の道  
府県にお配りをいたしております。それを道府県  
が御覧になつて、例えば京都が、うちはやはり文  
化庁は京都だよなとか、中小企業庁は大阪だよな  
とか、何々は長野だよなとか、何々は鳥根だよな  
とか、何でもいんですけど、それぞれの県がや  
はりこれは我が県に来た方が東京にあるよりもよ  
ほど効果を発現できるということを御提案くださ  
いというお願ひをいたしております。やはりそこ  
を御覧になつて、それぞれの地域が、これがあつ  
た方がより地域の活性化につながるというよう  
な御提案をいただき、それを受けた私どもは、駄目  
ですよということをお願ひをいたしてはならず、どうす  
ればできるかということと一緒に考えるということ  
が必要なんだと思つております。

これは、もうお互いにそういうような関係をつ

くることによつて、是非とも委員御提案のような  
企業さんに地方へ行ってくれと言つて、じゃ、中  
央官庁はどうなんだよと言われて、何にもありま  
せん、これで済まぬだろうと思つております。  
ですので、是非とも地方におきまして、先生方そ  
れぞれの御地元がおありかと思つて、どうい  
ふような取組になつていかかということをお尋ねを  
いただき、更にこの動きを加速させていただけれ  
ば大変幸甚に存じます。

○太田房江君 誠に力強い答弁、ありがとうございます  
です。それぞれの委員も力強く感じ、地元にも  
どの省庁を引っ張ろうかと、こういうことで皆  
さんで頑張らましよう。

どうもありがとうございます。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末健三で  
ございます。

先ほど、自民党の経済産業省の先輩であり元大  
阪府知事の太田房江委員から大阪を中心とした御  
質問をいただきましたので、私はちょっとマクロ  
的な議論をさせていただきますと思つております。  
ただ、今日は地域再生の議論でございますので、  
余りユニバーサルサービスの話は申し上げない予  
定でございますけれども、先ほど太田委員からガ  
ソリンスタンドの話がございました。  
実際に、私、全国比例区でございますので、地  
域を回りますと、市町村でもガソリンスタンドが  
ないところがどんどん増えていまして、実際  
にお父さん、お母さんとお話して見ると、も  
う七十歳を超えた方が、ガソリンを入れるのに四十  
分ぐらい運転してガソリンスタンドに行つてい  
るという、そういう状況を実際に聞かせていただき  
この地域というのはどうなるんだろうということ  
を考えさせていただきましたし、また、電力の自  
由化が始まり、これから送電会社が責任を持つと  
言いますけれども、送電のコストってすごい差があ  
ります。山奥に電線ずっと張つて山間部まで張る  
のと、町中でちょっと張るのでは全然違うんです  
ね、コスト、皆さん御存じのとおり。

恐らく、自由競争した場合に、町の中の人たち

が配電コストの内容を知り、自分たちの二十倍、  
四十倍のコストを負担している人と料金が同じな  
のでいいのかというふうな議論が私は絶対起きて  
くるのではないかと、電力の恐らくユニバーサル  
サービスはまずいんじゃないかと。

あと、同じように通信の問題、あと金融の問題、  
あと輸送の問題。やはり地域に行きますと、もう  
バスが運営できないという話になつていまして、お  
父さん、お母さんも車の運転できない、移動がで  
きないという話もよく聞きますので、そこら辺  
今回、コンパクトシティー化ということでおつ  
しゃつていまして、本当にそれだけで解決でき  
るかということについては、是非大臣、ユニバー  
サルサービス、きちんと議論して準備していただ  
きたいと思つております。

それは何かと申しますと、例えば、先ほどガソ  
リンスタンドの話が出ましたけれど、ガソリンスタ  
ンドであれば資源エネルギー庁の燃料部です、  
電力だったら電力基盤課です、交通だったら国  
交省です。あとまた、例えば金融であつたら、  
金融庁じゃないんです、これ、総務省なんです  
よ。総務省の郵政が金融のユニバーサルサービ  
スに責任持つていられるという状況で、各省庁ばら  
ばらにこのユニバーサルサービスの議論が行われて  
いまして、統一された考え方がないんです。

これは、この業界に義務を課すからいいでしょ  
う、ここについては例えば特別会計で支援金を出  
しているからいいでしょう。いろんな様々な考  
え方があつて統合されていまして、是非、大  
臣におかれましては、やはり中心の部署、部隊が  
あつて、それぞれの考え方をまとめて指揮してい  
ただかなければ、各役所が自分たちの考え方でば  
らばらにやる、そうすると折字がありませんから、  
いや、こっちの方はこうなつていまして、こっちは  
こうですと、恐らくまだら模様になる可能性が  
非常に高いなということがありますので、これは  
ちょっと質問というよりも提言でございますけれ  
ども、ちょっと大臣、よろしいですか、突然あれ  
ですけど、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) 要は、その役所の理屈ではなくて、そこに住んでいる人にとつてどうなんだということに第一に考えないと、これはとても地方はもたぬねということだと思つておられます。それは、言葉を換えて言えばワンストップ化ということなのかもしれません。

今、私も取り組んでおりますのは、例えば、昨日は佐賀県をやったのですが、霞が関のコンシエルジュ制度というのをつくつていまして、それはもう、これは経産省に行つたら断られちゃいました、それでも泣いて帰りましたではどうにもならないので、それじゃこれ、農水ならできないか、国交と組み合わせたらどうなるのかということ、とにかく使う側の立場に立つて、どうすれば早くて便利なのかということに第一に考えないと駄目だと思つています。

委員御指摘のように、統一した哲学というのはないので、そこにおける統一した哲学というのは、やはりユーザーフレンドリーというのはいかがでしょうか、その人々にとつて早くて使いやすいかどうか、煩瑣でないかどうか、本当に暮らしがどれだけ良くなったかということを常に心掛けて、ワンストップ化あるいは重複の排除ということをやつていかねばならないと思つております。

○藤末健三君 ワンストップ化もそうでございますけれども、ユニバーサルサービスということのやっぱり基本的な考え方を、是非大臣、構築していただきたいと思つています。

と委員会が違つてから余り深くは申し上げませんが、そういう形でございまして、やはりユニバーサルサービス、少なくともそこに住まわれる方がきちんと同じような生活インフラの供給を受けられるようなこと、それは誰が責任持つてどういふ手段で確保するのかということについては、是非大臣主導で議論していただき、それを今もう始めておかないと、恐らく整理だけでもしていただかないと、各役所もばらばらに走つていきますから、是非ちょっと整理をいただきたいと思つています。

そこで、地域の経済の話にちよつと話を戻させていただきます。地域の話にちよつと話を戻させていただきます。地域の話にちよつと話を戻させていただきます。地域の話にちよつと話を戻させていただきます。

まず、大きく地域の経済を活性化化する枠組みは何かというのが一つ。そして、二つ目にございまして、特に私は、介護とか医療といった福祉のサービスが地域を活性化するというのは、大きなインパクトが、即効性が高くインパクトが大きいということをお話させていただきたい。そして最後に、エネルギーの地産地消ですが、電事法が改正され、私は、地域においてエネルギーをつくり、そして使い、そして雇用を生むということが可能となると思つています。

今日この地域再生法及び一括の規制緩和の法律でございますけれども、私は、特にこの地域再生法を讀ませていただきますと、やはり余りにも供給者サイドに寄り過ぎではないかなという感じがしてあります。なぜかと申しますと、例えば、工業団地をどうすればいいかとか、まあ何かいろいろメニューございまして、全部サブプライムサイド、供給者がどう活動しやすくするかという議論で終わっている気がするんですね、正直申し上げて。私は、経済政策は、供給者サイドの政策も必要だと思つていますけれども、やはり需要者サイドの政策にしたいと必要があるのではないかと思つています。

なぜそういうことを申し上げるかという、役所の人たちは、需要者とサブプライムサイド、供給者がいるじゃないですか、みんなサブプライムサイドの人たちとは会つて話をして、役人させていたで、さまざまから、もう供給側の人とはいろいろな話を、協会もありまして。じゃ、一方で、消費者サイドの人たちと会つて話をしているかという、ずつとほとんどがデスクに縛り付いている、霞が関にいて、真夜中まで働いているわけですよ。

じゃ、実際に、田舎のおじいちゃん、おばあちゃんはどういう暮らしをされていて何で困つていて、かつて、なぜ消費ができていなくて、恐らく月額十万円以下で暮らされている方はいっぱいいますよ、はつきり言つて。体感できていないです、それが、何に困らているかって。そういう中で、私はやはり、まあこれはこれで必要だと思つていますけれども、是非、需要サイドの考え方をやつていただきたい。

私の方で加工させていただいたものでございまして、これ何かと申しますと、ある予算を、例えば公的な予算を使ったときにどれだけの雇用誘発が起るかということと比較したものでございまして、どういふことかという、例えば一千万円の予算を使います。そうすると、介護でいくと八割近く、七割から八割近くが人件費なんですよ。ですから、介護というのはほとんどが人件費に落ちる。ですから、そういう施設費とかいろいろ日常で使うものがございまして、多くが、介護は人件費になります。

例えば、住宅建築と書いてございまして、住宅建築などを見ますとどうなつていっているかという、十九位と書いてございまして、例えば、住宅建築ですと、材料費、あとは機械を使うお金とかで、大体人件費が二割から三割という状況でございまして、例えば材木だつたら海外から輸入してくる材木とかで使うわけがございまして、国内経済的にはどうかということがございまして、当然、不動産、金融というものについては人件費の割合がもう著しく低くなつていっていることなんです。

ですから、私は、是非検討いただきたいのは、介護の、あとまた医療も十五位とございまして、介護に類するサービス業、これは予算を付ければそれだけ人件費にすぐ反映できる。そして、特に介護士の方の数を調べていただきたいんですけれども、地方ほど人口割合高くなつていまして、今、明確に、ですから、介護士の給料を上げることによつて需要サイドを活性化できるというふうな考えまされども、その点、石破大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは委員と見解を全く一にいたすところでございまして、国が定めました、閣議決定いたしております総合戦略におきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての御希望をかなえなければいけないと、このような観点から、若い世代の経済的安定という

の柱に据えて、若者、派遣労働者も含めた非正規雇用労働者の安定雇用の実現ということをつたておるわけでございます。

介護が別に不安定雇用だと申し上げているわけではございません、全般のことを申し上げているのですが、やはり一萬二千円額引き上げということをやったっておるわけでございます。介護報酬を引き下げておきながら何だという御議論もありましたが、そこはそういうような仕組みになってはならないのですけれども、何にしても、今まで地方を支えていたのは、公共事業に伴う建設業と企業誘致による、そこに雇用があつたと思ひます。それがかなり医療と介護にシフトをしているのですが、その賃金が低いということは極めて問題であるというふうに考えております。離職率も高いです。これではどうにもなりません。

医療、介護に従事される方々に安定的な雇用と、建設業、製造業と同じくらいまで行くかどうか、ここは努力の仕方ですが、収入というものを上げるといふことは、地方創生にとって極めて重要な課題でございます。

○藤末健三君 今、たしか介護の国の予算が大体二兆二千億円なんです、大臣。これを、簡単な試算なんですけれども、一兆円プラスするだけで介護士の方々の給料が百万、大体、単純計算すると上がります、全部お金がそこまで行くとする。大体二百五十万ぐらいの年収の平均の給与の中で、恐らく百万プラスするとすさまじい効果だと思ふんですね。私、公共事業で例えば補正で三兆円とかなんとか上げますけれど、コンスタントに介護の方々の給与を上げるということは即効性が非常に大きいと思ひますし、恐らく多くの方々は、僕は少子化対策にも役立つと思ふんです。

大臣、多分御存じのとおり、この少子化という問題、三十代の男性を見ますと、年収が三百万円以下の方々の既婚率でもう一〇〇切っちゃっているんですね。じゃ、一方で、三十代の男性で六百万円以上の収入がある方々の既婚率を見ると、それはもう四〇〇近い。最終的に結婚できる人の

率もはるかに高い。既婚率でいくともう四倍違うんですよ、大体。それは何かというと、やはり、僕が実際に会った若い方々はおっしゃいます。二百五十万の介護士の方です。やっぱり結婚できないとおっしゃっていただんですよ、奥さんと家族を養うだけの自信がない。

ですから、私は、やはり介護士の方々の給与を上げることは地域を活性化することにまずつながる。即効性は高いと思ひます。給与が上がりますから、恐らく消費される。と同時に、少子化の議論をされていきますけれど、私は女性が社会進出することもプラスになると思ひますけど、それよりもやはり結婚できない若者を結婚していただくことが大事だと。なぜかといいますと、結婚された方々は平均二人お子さんおられるんですよ。じゃ、何で一・四とかになっちゃうかということ、結婚されないから。じゃ、なぜ結婚できないかという、収入が少なからぬんですよ。家族を養えるかという話になっちゃうから。

ですから、是非大臣、大臣のおられるうちに、介護で経済活性化ということをやると打ち出してされたらどえらい評価されると思ひますけれども、いかがですか、これ。

○国務大臣(石破茂君) また、厚労省とも委員は濃密な議論をしておられるかと思ひますが、三百万の壁というのがあることは、これは事実だと私は思っております、数字がそう出ておりますので。三百万を切るとがたんと下がるといふのは、確かにそのとおりであります。

今私どもの中で議論しておりますのは、それを上げていかねばならない。いわゆる団塊ジュニアの世代のときにリーマン・ショックがぶつかりましたもので、それはかなりアシデント的なところがあるんですが、そのときにもつと別の政策が打てなかつたかどうかという反省は私自身は持つておるところでございます。そういう繰り返す言つても仕方ありませんので、そういう若い方々にもつと所得を上げていかねばならないといふことは一緒でございます。

そこにおいて、じゃ、熊本においてこれぐらいの暮らしをしようと思つたらば東京では一体幾ら必要なんだろうかと。例えば、熊本で月に四十万円ぐらいあればこういう暮らしができますと、そうすると、それと同じ暮らしをしようと思つたら東京じゃ幾ら掛かるでしょうということを考える。と、やっぱり、熊本で四十万で暮らせるものが東京だと百万とか、そういう話が出てくるわけでございます。

ですから、地域において出生率を上げる、地域における、地方における若い方々の雇用と所得を上げるといふ点にも私も留意をしながら、若い方々の所得、そして生活水準、地域差にもよく配慮をしながら、委員の御指摘を踏まえて更に努力をしなければならぬと思つております。

○藤末健三君 是非お願いします。

恐らく、何というか、役人がいっぱい作文したやつがあるじゃないですか、もう小さい政策をちよこちよこ集めて。集めても余りみんな感動しないですよ。希望が生まれません、はつきり言つて。いや、本当に。それは、是非ちよこつと、みんなが、ああ、これは変わるんじゃないかというぐらゐの大胆な発想を出していただきたい。

特に介護の話をちよこつと続けさせていただきたいんですけども、これは日本創成会議といういろいろ地域の問題とかをやっているところが出したレポートを見ますと、これから団塊の世代の方々が年齢を増されるにつれて、東京、神奈川、埼玉、千葉辺りの首都圏で二〇二五年に介護のサービスが圧倒的に足りないんじゃないかというデータが出ています。恐らくこれは正しいと思ふんですね。人間の人口構造というのはそんなに簡単に変わりませんから、変わらないんじゃないかと。

何を申し上げたいかという、恐らく首都圏に高齢者がどんどんどんどんあふれるような状況になる。彼らが提案しているのは、そういう方々を地域に戻っていただいているかどうかということ提案しているんですよ。ただ、これ多分できな

い。できない。

なぜできないかという、介護保険料、四十歳から六十五未満の人たちは基本的に国が、中央がプールする介護保険料になっていきますけれども、ですから、ある意味、均一です。ところが、六十五歳以上の方々は地域によってまだらなんです。これは多分余り知られていないかもしれませぬけれども、一、号保険という、六十五歳以上の方々が介護保険料を払うのを一、号保険といひますけれども、この六期、最新の保険料の市町村別の月額基準額を見ますと、何と一番低いのが鹿児島県の三島村というところで二千八百円、一番高いのが奈良県の天川村という、天の川と書いて天川村というところがございまして、八千六百八十六円ということでございますので、何と三倍近く違うんですよ、三倍近く。どういふことかと、わざわざ、東京では若者の人たちがいっぱいいますよと、実際に首都圏は低いですが、概して。若い方々がいて保険料が安いところから高いところには絶対移らないと思ひます、私は。簡単な原理でございますけれども。

ですから、もし将来、これは十年後の予測になっていきますけれども、じゃ、十年後に、今の団塊の方々が介護を受けられるようになると、そのときに首都圏では介護のサービスが足りませんと、じゃ、地域に移っていただくかきやいけないけれども、地域に移っていただくことによつて、ますます高い介護保険料、六十五歳以上の一、号の介護保険料が上がってしまうような、そういう構造に僕はなつていこうと思ふんですよ。ですから、是非、構造を見直していただきたいと思ひます。

また同時に、私、ちよこつと個人的な提案なんですけれども、ふるさと納税制度、これは非常にいいんじゃないかと思つていまして、後で御質問しますけれども、ふるさと納税制度のように、ふるさと介護保険料制度みたいなものをつくつてはどうかと思ひます。

何かというと、私の両親は今、尾辻先生の地元である鹿児島なんです。はつきり言つて介護保

除料はやつぱり相当払っています、かわいそうに。いや、本当に、聞いたらびつくりしますもの。それを見て思うのは、私は、やはり地域に介護保険料を納めたいですよ。ところが、今全体でプールされて入っているじゃないですか。ですから、私は、例えば、もう高くなってもいいから、自分の両親が世話になっている市町村に介護保険料を納めたいという制度を設計してもいいんじゃないかなと、そろそろ。多分、私、いると思います、そういう人たちは。それによって介護保険料を下げ、負担を下げて、高齢者の方々が、六十五歳以上の方々が安心して介護を受けれる地域に行つていただくというのをやってみていかないと、この格差があると、恐らく介護保険料が安いところにみんな移住するぐらいのことやりますよ、これ。今は三倍ですけど、それが四、五倍になっちゃえば、それで本当に幸せかどうかという話もあるし、その地域が多分疲弊しますよね、恐らく。ということについて思うんですけど、この介護の保険料の格差、この是正策について、ちょっと役所の方で誰かお答えいただければ、お願いします。

○政府参考人(菅谷秀信君) お答え申し上げます。今、介護のふるさと納付の話がございましたけれども、もう先生御存じのとおりでございますけれども、各市町村ごとに異なる金額で賦課徴収されます高齢者、六十五歳以上の方の保険料とは異なりまして、いわゆる第二号被保険者、四十歳から六十四歳までの現役世代の介護保険料は、個人が加入する……

○委員長(西田昌司君) 簡潔にお願いします。○政府参考人(菅谷秀信君) はい。○藤末健三君 基本制度は分かっていますから。○政府参考人(菅谷秀信君) はい。分かりました。そういうことで、ただ、全国プールで徴収することによって、それをまた分配するので、非常に各市町村にとっては安定した財源になってございます。それをそれぞれの方の希望に応じて分配い

たしますと、当該市町村に格差がまた生じますので収入が不安定になるということもございまして、そういう格差とか、あるいは介護保険財政基盤の不安定化につながりかねないということも踏まえますと、ちょっとそのふるさと納税と同様にするとするのは難しいかなというふうに考えてございます。

○藤末健三君 格差が増しますよとおっしゃっているんですけど、だったら全部全国プールにすればいいじゃないですか。どうですか。なぜ六十五歳以上の人たちだけが格差が三倍あって、四十五から六十五未満の人たちは全国プールで格差がないかと。全く合理性がない、はつきり言っています。全くと税金でやるべきですよ、正直申し上げて。

○藤末健三君 格差が増しますよとおっしゃっているんですけど、だったら全部全国プールにすればいいじゃないですか。どうですか。なぜ六十五歳以上の人たちだけが格差が三倍あって、四十五から六十五未満の人たちは全国プールで格差がないかと。全く合理性がない、はつきり言っています。全くと税金でやるべきですよ、正直申し上げて。

是非、やることは何かという、この役所のいろんなやつを貼り合わせるのではなくて、役所に委ねさせてくださいよ。役所がばらばらにやつたやつに横串刺す。役所がここしか見ていませんよと、高齢者の方々の介護サービスという面しか見ていませんよだけじゃなくて、雇用を見てくださいなね、地域経済もちゃんとやるようにしてくださいいなね、平等にしてくれと、ちゃんと、二十年後も、ということができるのは恐らく大臣の指揮しかないと思いますので、そこは是非よろしくお願いしたいと思ひます。

このふるさと納税のような介護を、これ地域選んでやるというのは、僕、いいと思いますよ。私は、本当に。私は特に払っていますから、親と、やっぱ親の面倒を見てくださる地域には貢献したいです、私、正直申し上げて。それだけ取りあえず申し上げておきたい、それによって地域経済が私は活性化できるということが、小さいかもしれませんが、できると思います。

これは何かというと、縦軸が生産性ということになります。ですから、何かというと、上に行くほど生産性が高い、一人当たりの収入が上がるような形になっている。右軸は何かと申しますと、波及効果です。例えば輸送用機器というのが一番右端にございますけど、そこは自動車で、自動車は売上げが立ってば立つほどほかの産業に波及していく。まあ部品産業いろんな産業ありますから、ほかに波及力があると、そういう仕組みになっております。

これは何かというと、縦軸が生産性ということになります。ですから、何かというと、上に行くほど生産性が高い、一人当たりの収入が上がるような形になっている。右軸は何かと申しますと、波及効果です。例えば輸送用機器というのが一番右端にございますけど、そこは自動車で、自動車は売上げが立ってば立つほどほかの産業に波及していく。まあ部品産業いろんな産業ありますから、ほかに波及力があると、そういう仕組みになっております。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この円の大きさ、これは雇用の数なんです、実は。見ていただきますと分かりますように、サービスというの、このピンク色の丸がございまして、ここが基本的に医療、福祉、先ほど申した介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございまして。どれだけ雇用が大きいかわからないこと、また、雇用が大きいということですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この円の大きさ、これは雇用の数なんです、実は。見ていただきますと分かりますように、サービスというの、このピンク色の丸がございまして、ここが基本的に医療、福祉、先ほど申した介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございまして。どれだけ雇用が大きいかわからないこと、また、雇用が大きいということですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この円の大きさ、これは雇用の数なんです、実は。見ていただきますと分かりますように、サービスというの、このピンク色の丸がございまして、ここが基本的に医療、福祉、先ほど申した介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございまして。どれだけ雇用が大きいかわからないこと、また、雇用が大きいということですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この円の大きさ、これは雇用の数なんです、実は。見ていただきますと分かりますように、サービスというの、このピンク色の丸がございまして、ここが基本的に医療、福祉、先ほど申した介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございまして。どれだけ雇用が大きいかわからないこと、また、雇用が大きいということですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この円の大きさ、これは雇用の数なんです、実は。見ていただきますと分かりますように、サービスというの、このピンク色の丸がございまして、ここが基本的に医療、福祉、先ほど申した介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございまして。どれだけ雇用が大きいかわからないこと、また、雇用が大きいということですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。ですから、ここを上に上げていくことが大事なこと、生産性が低いんです、非常に。

ちやうんです、これ計算上、いや、本当に。ですから、介護士の方々の給料を上げれば、上がった分だけ生産性は計算上上がっちゃうんですよ、効率化しなくても。それが基本でございまして、是非この赤い丸の部分を上に上げていくということ。そして、もう一つ申し上げますと、右の部分の輸送機器、電機、化学というのがございまして、ここは国際的に戦っているところ、ですから、ここはもう稼げる場所なんです。まさしくそうなんです、稼げる部分でございまして、この稼げる部分をどうやって強化していくか。

特に、地方にその稼ぐ部分、今工場はほとんどどこになくなったじゃないですか。具体名を言うとなあれですけど、やっぱ工場が抜けた町はシャッター街になるんですよ。アーケードはがらがらです、工場一個なくなれば。なぜかという、工場は波及効果が大きいからなんです。自動車の工場が海外に行きましたと、その町はほとんどもうなくなっています、基本的に、機能が。なぜかという、自動車産業、電機産業もそうですけれども、経済波及効果が大きいので、その工場が抜けただけで経済が丸ごと、木だけじゃなくて根ごと抜けたような形になるんですよ。

それをもう一回戻す、若しくは新しい木を育てるということがまさしく地域経済にとっては必要なことだと思ひますが、大臣、もしよろしければ、いいですか。

○国務大臣(石破茂君) いろんな御指摘ありがとうございまして。なるほどねと思ひながら聞いておりました。

介護の部分はまだいろんな発展の余地があるという改善の余地があるというか、確かに、介護で稼ぐ力という、これは一体何だろうねという気がいたします。さはさりながら、それでは給料をそのまま上げていけばそれでいいかという、そういう話にもならぬだろうと。

委員の方がはるかによく御存じですが、例えば介護に従事する方々、いろんな訪問介護等々に従

事される方の一日というのを見ると、八割が移動であるということになっておるはずでございます。そうすると、そのところをどうやったら、さらに、ここで効率という言葉を使いながら、いんですが、サービスの質を維持しながら、そこを何か工夫の余地はないだろうか等々、いろんなことがまだ介護の部分は考えられるだろうと思っております。

地方における労働生産性というのは、大体日本全体の労働生産性がアメリカあるいは欧州に比べて極めて低いと。一番高いところから一番低い県までは約二倍から三倍の差があるはずでございます。それをきちんと明らかにし、それぞれの地域における労働生産性をいかに上げることができるといことは、地方における今人手不足ということが、ある意味での追い風だと思っております。人が余っているときはそんな話をするとえらいことになりませんが、今、実際に人が足りないのは地方でございますので、そこにおいて労働生産性を上げ、委員がおっしゃるところの給料を上げていくということをやりますと、この地方創生あるいは人口減少という問題は将来的にもめどが立たないと思っております。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思っております。それで、おっしゃるとおりだと思っております。生産性の議論が非常に重要でございます。大臣おっしゃる通りに、私も実際に地域に向いますと、移動時間が非常に長いと。そうすると、移動時間に対してもやはりお金を払ってもらわなきゃいけないと。ユニバーサルサービスの議論と一緒なんです。ですから、離れているお父さん、お母さんに対してどうやってサービスさせていたかどうか、この移動時間をどうするか。そこはやっぱり一つの基本的な考え方がなければ、なかなか場当たり的にはできないと思っております。

同時に、先ほど生産性の話が出ましたので、私申し上げたいと思っておりますのは、地方で私はいろんなチャンスがあるかなと思っております。

に、新しいイノベーションを起こすという意味で、私は健康分野、ヘルスケア分野というのは非常に重要じゃないかと思っております。

例えば、私の知り合いは、四国の高知の方で今のヘルスケア関係、水、きれいな水を飲むと健康になるというやつありますけれど、それを土佐の高知の本場に田舎に工場をずつと持ち続けているんですよ。それで維持していると、ずつと。なぜかという、海外で作れないからなんです。これは。そういう地域を支えるような新しい芽、恐らく私はヘルスケアだと思っております、それは。特保という、何かビールも特保が出ちゃったというので私はちよつとびっくりしているんですけど、特保は食品に対して特定の要素が入っていたら出しちゃうんですよ。それはコカ・コーラであれ、ビールであれ、脂肪の吸収を少なくするよう要素が入ってれば出しますよというルールになっていて。で、ビールも出しちゃった。おかしいんじゃないかと正直思いますけど、ただ、突っ込んで言いますと、食品だけじゃなくて、健康機器や健康サービスにも認定制度をつくってはどうかと思っております。

それは何かというと、今ちまたでいんな宣言がある。何か、おなかに着けたら瘦せますよとか、いんなことを言っていますよ。いや、本当に。ただ、それが実際に効いているかという、クエスチョン。だから、そういうものをきちんと認定できるような制度をつくり、ヘルスケア産業をきちんと伸ばすということ、これは消費者庁がやる話とか分かりますけれども、やってほしいし、ちなみに二〇〇四年の、これは経済産業省が出された資料だと思えますけれども、健康増進とかの産業が大体六兆円ぐらいですよという話がございます。また、介護サービスなどで六兆円、六兆五千億とかいう話がございます。やはり、この健康医療サービスのきちんと全体像を捉えてそれを伸ばしていく、それで地域に新しい産業をつくるということを考えていただきたいと思っております。いかがでございますでしょうか。これは経済

産業省にお願いします。

○政府参考人(石川正樹君) ただいま御指摘の健康サービスの品質認証でございますが、おっしゃるとおり、消費者の方などに安心して使っていただく上で非常に重要だと思っております。経済産業省といたしましては、関係省庁と連携いたしました。一昨年に、こういった健康サービスの中でも特に効果的、効果が期待されています運動サービスについての品質評価をしっかりとするための基本的な枠組みの整理をさせていただいて、公表させていただいております。これに基づきまして民間団体が、例えば生活習慣病の予防プログラムなどに役立つ運動サービスとか、そういったようなものの認定の制度をつくっております。今まで、まだ十二件でございますけれども、認定を行っておりますが、今後これが増えていく予定でございます。

こういったような健康サービスなどの認定が広がるように私ども是非取り組んでまいりたいと思っております。

○藤末健三君 あと、機器なんか是非、日本発の機器を出していただきたいと思っております。やはり我が国の作っている様々な機器は精密でございますので、海外のものが意外と入れないんですね、聞いてみると。やっぱりメイド・イン・ジャパンの方に行ってしまう、を言う傾向がありますので、そういうことをやっていたらいいと思っております。是非、将来的な健康ヘルスケアビジネス、非常に大きな成長分野でございますので、経産省のみならず、地域産業を伸ばすという観点からもやっていただきたいと思っております。

して、私は、地域の高齢化ということについては、逆にそれをチャンスに変えていくような政策を是非検討いただきたいと思っております。

介護とかの問題につきましてはこれで終わらせていただきますけれども、是非大臣におかれましては、本当に私、全総といつて、全国国土総合開発計画というのが昔あったんですよ。あれはやはり日本を公共事業に偏重させたんじゃないかというふうには言われますけれども、やはり、あの時代にあの計画を立てて日本の交通網であり様々なインフラを整えていったというのは、すさまじく大きな成果があったと思っております。

今私たちが国に必要なことは、恐らく公共事業による地域活性化計画ではなく、先ほど申し上げましたように、サービス、介護であり、医療であり、教育であり、移動であり、金融であつて、いんなサービスは国土全体でどうしていくかという恐らく新しい国土計画を設計する段階に来ていると思っております。

ハードウェアの国土計画ではなく、国民が受け取るサービスをどう提供していくかということ、是非つくつていただきたいですね、本当に。恐らくそれがなければ、何か小さな、やっぱり有効で何か勝とうとかいうような感じの法律じゃなく、もつと大きく国家の在り方、例えば十年後の人口構造分かつているわけですから、先ほど申し上げたように、二十年後も分かっている。そういう中で、国土はどういうふうにあつて、どこに人が住んでいただきたい、そして、どういうサービスを得ていただきたい、安心して暮らしていただけるか、安心して働いていただけるかというのをもう設計する段階に来ていると思っております。それはちよつと是非申し上げさせていただきますと思っております。

その中におきまして、ふるさと納税という話をちよつとさせていただきますと思っておりますけれども、ふるさと納税につきましてもいろいろなお話が出ました。実際にちよつとやり過ぎじゃないかという話がございますけれども、私は、ふるさと納

税を実際に行っている現場を見てきました。思いましたのは、やはり自分のふるさとに対する貢献ということをしていただくこと、そしてまた、地域の産物をきちんとほかの地域に売り出すとともに、すごい宣伝になっているんですよ、それが、地域の産物の。

私は、やはり地域の経済効果というのは、このふるさと納税、お金が入るだけじゃなくて、地域の産物をきちんと出すことによって地域の活性化をするということにつながっていると思うんですけれども、そういう具体的ないい事例を地方自治体の方にもっと広げていただきたいと思えます。

私が実際にお会いした市長さんは、市長さんとは言うとおれですけども、何かやりたくないとおっしゃっているんですよ。やりたくないって何ですかということですけども、なぜやりたくないか分かるんですよ。知らないんですよ、その効果を。何か税制がゆがむから入れたくないとか言っていますけれども。ただ、あなたね、地元の産物をきちんと売り出すんですよ、それでどれだけの雇用が生まれますかという話なんですよ。

ですから、それは恐らく、失礼ですけども、ふるさと納税を所管している方々の啓蒙が薄いんじゃないかなと思うんですけど、その点、いかがでございますか。よろしくお願います。

○政府参考人(青木信之君) お答えを申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、平成二十七年の税制改正におきまして、控除限度額の引上げ、また確定申告なしにふるさと納税のメリットを受けることができるワンストップ特例制度、こうした拡充もしました。

是非これは、地方創生を進めていくためにもこの制度を活用いただきたい、そういう観点から、私ども、地方団体に様々な場で制度の拡充の内容について説明させていただくとともに、ポスターも作り配布をし、また、お話にもございました、地方団体の取組を紹介するために総務省にふるさと納税ポータルサイトを開設して、地方団体の取

組を積極的に広報をしてきてまいっております。

お話し、ふるさと納税していただいた場合に地元産物を返礼品として活用すること、これも地場産業なり地域のPRという観点から大変意義があると思っておりますが、ただ、この返礼品の送付が過熱しているという点につきましては、地方側からも節度ある運用がなされることを求められるという認識が示されているところでもございまして、まずは地方団体側で良識ある判断の下に制度の趣旨に沿って運用を進めていただきたいという考え方に立ちまして、四月一日付けで大臣から通知をさせていただいております。

今後とも、ふるさと納税制度の健全な発展、また積極的に活用されるよう促してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 お願いがありまして、私が知っている範囲では、各市長さんがどれだけ効果を理解しているかというのは、ちょっとクエスチョンだと思っております。たしか、自治体ごとのふるさと納税の金額はばあつと出されているじゃないですか、どれだけあつたかと。実際にどういう地元に経済効果があつたか雇用効果があつたところまで調べておられないですよ、多分。私、それ見たことないんですよ。たしかないと思えます。

そういう、きちんと市長さんたちに、首長さんたちに導入を理解してもらわなければ、いつも総務省さんはそのんですよ。各自自治体が判断してやりますよとおっしゃっているじゃないですか、私たち知りませんとおっしゃいますけれども、きちんとした情報を提供できなければ、していただくかなければ、恐らく判断付かないと思えます。

私は、こうやってこっちサイドでやっていますから、作る方を一緒にさせていたいただきますから、どういふ効果があつたかどうかというところはマクロ的には分かれますけれども、恐らく、市長さんと話している、隣の市がやっているかやっていないかですよ、極論すると、で、税収はあそこはいっぱい増えましたねという話になっちゃうじゃないですか。

違つて、税収はどれだけ増えていって、地域の産物はどれだけ売れて、どれだけ経済効果があつたぐらいのことは共有してほしいですよ、恐らく。いかがですか、やっていただくとうれしいんですけれども。

○政府参考人(青木信之君) ふるさと納税を活用した寄附、増えてきてまいっていると思えます。平成二十六年、二十五年の数字になりますけれども、百四十一億の寄附がございまして、そういう寄附に伴いまして、地域とそれから都市との交流が深まった、あるいは雇用も増えたというような報告も聞いております。

ただ、先ほど申し上げましたように、いただいた寄附に対して返礼品ということの話に関しては、やはりしっかりと節度がある運用が求められるという点についても併せて御理解をいただく必要があると思ひまして、私ども、そうした点も含めて、地方団体側と膝を交えて話をしているところでございます。

○藤末健三君 大臣、いかがですか、この会話のテリトリーで一生懸命おっしゃっているから、僕は文句言いませんよ。それは、官僚の人たちは自分の与えられた場所でおっしゃるのが務めだから。だから、雇用関係ないんですよ、これ。私は税制だけでもよんで。御理解いただけます、これ。じゃ、大臣、せっかく、はい。

○国務大臣(石破茂君) というようなやり取りを役所の中でもやっているわけでありまして、官僚出身の委員がおっしゃると極めて説得力のある話だと思つたりしておるわけでありまして。

ふるさと納税について申し上げれば、確かにおっしゃいますように、金額だけが出てきて、どういふような雇用が創出されたか等々が余り私も聞いたことがございませぬ。もちろん、総務省所管のことですから、総務省ともよく御相談をしながらやっていきますが、ふるさと納税、正しく言えば寄附金でございますけれど、これはやはり地域によって差が出てくるんですね。やりた

くないというところはあるんですけども、そこはいろんな創意工夫をすることによって税収が増えるわけです。他人のふんどしで何だと、そつちに納税があれば今住んでいるところは減るじゃないかというふうな御議論もありますが、そこはまた交付税措置が出てくるわけでございます。

ですから、結果平等を志向しますがところの交付税ではなく、そしてまた決まり切ったパターンの、それが悪いとは言いません、補助金ではなく、地域の創意工夫が生きているという意味で、この寄附金というのは非常に意味があるものだと思つておりまして、それが活用できるかできないかは、まさしくその自治体の能力に懸かっているんだと思つております。

ですから、そこはもうたくさん納税があつた、雇用が増えたということは、それはそれでいいのであつて、もちろん、何ですか、金の手裏剣を返しじゃないかといかいるんな話はあるんですけども、華美にならないようにというのは、それは当たり前話であつて、やはり創意工夫を最大限に伸ばす、そしてまた、そこにおいて自治体の経営能力が問われるということもつとシビアに見てしかるべきものだと思います。

○藤末健三君 ありがとございます。

また、総務省におかれましては、是非、雇用とかそういう、首長さんが、ああ、これやらなきゃいかぬなと思うことをちょっと挙げていただきました、あと、やり過ぎについては、私も逆にガイドラインを早めに出していただくべきだと思ひますよ、それ。自治体さんに任せるといふ話じゃなくて、そこはもういいですけど、とにかく、是非、大臣のイニシアティブで、各役所は自分の持つている目的が違うので、地域の経済、雇用というところを軸をずつと合わせるという作業を是非やっていただきたいと思ひますし、またロングレンジで、全総みたいなイメージを持って是非設計を進めていただきたいと思ひます。

それで、エネルギーの話もさせていただきますと思ひます。

先ほど申し上げましたけど、バイオマスなどが今進んでいますし、同時にいろんな取組がありまして、私、自然エネルギー促進議員連盟という超党派の議員連盟の事務局長をさせていただいていますので、新しい小型の発電システムなんかの開発なんかも見させていただいています。

例えば、農地の上に半分だけ掛けて、何とか、基礎の目みだけに半分だけ掛けて下に光が行くようにして、光が弱くても育つ作物を植える、収穫高はもう逆になるくらいになっている。かつ、発電もできるようなものを作っていたり、あとは小型の、何というんですかね、煙突形の風力発電機とかも開発している企業もございまして、そういうものを地域に導入することによって地域の活性化が図れるというふうに考えるんですが、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) 御指摘のとおり、再生可能エネルギーは、地方創生の観点で非常に親和性のあるものだろうというふうに思っております。

御指摘の、例えば小規模な風力発電ですとかあるいは水力発電、こういったものにつきましては、まず、例えば固定価格買取制度で高い買取価格を確保するとか、あるいは様々な予算措置を通じて、例えば小さい落差でも効率的に発電できるような水車の開発でございまして、あるいは小型風力についての部品の標準化でコストダウンをしていくといったような技術開発等を進めております。

また、地域で再生可能エネルギー事業をやるということになりますと、やはり情報でございましてとか人材、こういったものも非常に必要でございまして、各種施策をワンストップで提供できるような窓口の設置でございまして、あるいはガイドブックの策定、あるいはスキル標準、人材がどんなスキルを持っているか、あるいはいかなかというそういう標準化を進めたり、様々な取組を今現在進めておるところでございまして。

○藤末健三君 ちよっと、農水省の方は頑張つて

ください。これで結構です、はい。頑張つていただきたいというところをお願いさせていただきたいと思っております。

石破大臣、これもまた同じことなんです。地域でエネルギーをつくり出すという話があるじゃないですか。それで、一つお伝えしたいのは、地方公共団体が自分たちで発電所を持っているんですね、実は。余り知られていませんけど、これ主に水力が多いです。なぜかという、電力が普及したときに、地域の例えば中山間地なんかにはなかなか電力行かなかつた。それで、自治体から乗り出して電力をつくり、それがずっとまだ残っているんです。そういうものに対してやはり、何とか、先ほど申し上げた電力のユニバーサルサービスという観点が必要じゃないかと思っております。

また同時に、いろんな地域の特性がございまして、地域で地産地消を強力に進めることによって、その地域の特性に合った新しい発電の技術が僕は生まれると思っております。実際に今バイオマスなんかを見学してきますと、ほとんどがドイツとかから持ってきているんです。例えば畜産なんかのバイオマス、ふん尿の処理をしてバイオマスをつくっているんですけれども、結局、ドイツの牛、あと草とか日本と違うので、やっぱりある程度壊れやすいし、使えなくなるんですね。例えばバイオチップもそうで、向こうの材質とこっちの材質は違うから、こっち用のやつをつくれれば、また新しい技術が開発できるんですね。ただ、それがまだできていないんですよ。

ですから、やはりそれは国が音頭を取って、地域で雇用をつくるために地産地消のエネルギーシステムをつくる。恐らく、それは価格的には競争力がないですよ、正直言つて。これから自由化されて何が増えるかという、間違いなく石炭が増えるはずなんです。このままいくと、この資源が安い状況で、バイオマスであり、太陽光であり、風力が戦うということはおなかでできない。

その中において、やはり政策の意思によって地

域に雇用をつくるという、それを是非やっていただきたいと思っております、大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(石破茂君) 群馬県の上野村というのがございまして、そこは、まさしく委員御指摘のよう、ドイツからシステムを入れて稼働するべく準備をいたしておりました。これは最初ですが、日本にまだそういうシステムないので、バイオマスは、それも一番最初がドイツのもので、それは当然のこと、ドイツの技術者も来てやつておりました。ただ、これを日本に合ったように変えていかねばならない。

そして、コストはまだ下がるはず。もちろん石炭との競争はできませんが、やはりもつと下げる余地はないかというところは、FITの在り方とも整合させなければいけません、まだ下がる余地はあるだろうということ。

そしてまた、サブシステムとして、やはりエネルギーというものをどれだけ自分の国でつくっていくかということは雇用と併せて考えていかねばならないことで、円が高いと言つたら国が潰れると言つて騒ぎというのは、やはりエネルギーとか食料とか、国家が生きていく上に必要なものを外国に依存するということは余りいいことだと思つておりません。決してメインのシステムにはなりません、サブシステムとしてそういうものを地方が雇用と併せて動かしていく必要がございまして。

○藤末健三君 私、実は帯広でそのドイツのシステム見てきたんですよ。何が起きているかという、やっぱり壊れやすい、正直言つて、いろんなものが違います。かつ、修理にやたら時間がかかるんですよ、向こうからやつてくるから。地元の人々が何をおっしゃったかという、きちんとある程度の数売れるということが分かれば俺たちつくれると言つて、実は、ただ、幾ら売れるか分からないから怖くて手出せない。だから、政府がある程度の支援をして、FITだけじゃないですよ、僕はFITは不十分だと

思っていますから、FITだけじゃなくて、ある程度こういう形で、これだけのマスは、日本のきちんとしたものができれば、マーケットあるよというところを示したらやりますよ、日本の企業は。ですから、是非地域を再生するために、それで帯広に、固有名詞出したらまずいと思つても、帯広に一つそういうバイオマスの会社ができれば、それだけでまた雇用も生まれますし、また日本と同じような草の性質を持つたところであれば、それ輸出できますから、恐らく。

それは風力も同じです。風力もやはりヨーロッパの風と日本の風違いますから、日本の風の中で実験することによって新しい仕組みができて、それがまたどこかの国でやれますし、あと台風がある地域でしたら東南アジアに出せるんですね。ヨーロッパのやつは東南アジアで使えないんですよ、実は、台風が来ないから。

というふうなこともございまして、是非地域で新しいイノベーション、エネルギーのイノベーションを起こすという観点をやっていただきたいと思っております。

ちよっと幾つか質問ができなかったところがございますが、総括しますと、やはり介護の問題とかヘルスケアの問題は、是非大臣が中心となって長いレンジでやっていただきたいと思つて、経産省におかれましては、総務省、ちよっと御質問しませんでしたけど、是非ICTを使ったヘルスケアを地域でやつたり育てていただきたいと思つております。

また、エネルギーにつきましても、今、多分、木村部長もお忙しいと思つていますが、やっぱり地域の経済を活性化するための在り方みたいなことも是非考えていただき、それを大臣の下に統合していただき、大臣は、やはりいろんな項目の中から長期レンジをつくつていただく、その長期レンジができれば恐らく起業者が動くと思つて、みんな先が見えないから動かないんですよ。じゃ、これが例えば投資したらこれだけのものがなるだろうということが明確に示されれば

新しいイノベーションは必ず起きますので、そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

公明党では、活気ある温かな地域づくり推進本部というのがございまして、そこでは人に焦点を当てた五分野に重点を置くような提案をしております。すなわち、地域仕事支援、二つ目には都市農村交流、そして三つ目には奨学金を活用した大学生などの地方定着の促進、そして四つ目に子育て世代包括支援センターの整備、そして五つ目が中山間地域などの小さな拠点形成、いわゆるコンパクトビレッジでございます。

このコンパクトビレッジに関して言いますと、これは、いわゆる地域再生拠点とその周辺にある各集落を結んで小さな拠点というふうに考えているというふうには私に捉えておりますが、その各集落を結ぶのに交通のネットワークが重要になってまいります。この部分については、地域再生法案では持続可能な公共交通網の形成を計画に記載できるようにしております。

しかし、実際、この交通のネットワークというのは、具体的に申し上げれば、これはコミュニティバスとかデマンドバスとかということになるんですが、この運行というのは、うまくいっているところもございまして、なかなか厳しいという現状が多いというふうにも捉えております。

そういう意味で、この持続可能な公共交通網の形成のために国として今後どのような支援を考えているのか、これは国交省に伺いたいと思っております。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えいたします。地域再生拠点の形成を通じて、地域の活力を維持し地方創生を図っていくに当たりましては、委員御指摘のとおり、持続可能な公共交通網の形成、大変大きな役割を果たすものと考えております。

このことを踏まえまして、国土交通省におきま

しては、昨年、地域公共交通活性化再生法を改正をしていただきました。これによりまして、地方公共団体が先頭に立って地域公共交通に関する計画を作成し面的に地域公共交通ネットワークの再構築を図る、こういった仕組みを新たに設けたところでございます。

これらの計画の中に、デマンド交通あるいはコミュニティバスの導入、先ほど委員の御指摘のような、小さな拠点と周辺の集落をきちんと結べるような、そういった交通手段、先ほど申し上げたような多様な交通モードを組み合わせてつづつ地域の足を確保する、こういった取組を各自自治体それぞれに状況に合わせて創意工夫の下に計画が作成されることを期待しております。

私も国土交通省としましては、このような取組につきましまして、地域公共交通維持確保改善事業という補助制度を設けまして、その補助制度に基づきしっかりと助成を行う、さらには、人材、ノウハウを含めたしっかりと支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○横山信一君 地域の創意工夫に基づいてという言葉がございましたが、これは大事なことで、その中でも、大事なことはあるんですが、その地域に、例えばもうバス会社が撤退してしまつてなくなつていっているということもたくさんあるわけですし、そうすると、タクシース会社を使うとかいろいろな工夫はあるにせよ、やはり非常に苦しいという現状があるわけでありまして、苦しいという現状のところからやはり見ていただきたいということをお願いしたいと思います。

この小さな拠点づくりのパンフレットには、皆さんの疑問に答えますというのがあつて、その一番最初に出てくるのが、何と書いてあるかというところ、小さな拠点づくりを進める上で様々な意見を調整する人材が必要だと、こういう疑問が提示をされております。もうひとつもつともございまして、これは非常に多い質問だというふうにも思いますが、それに対して何と答えているかというところ、地域おこし協力隊の制度を活用するとか、大学な

どの研究機関や民間コンサルタンなどに調整役として参画してもらつたことなどが考えられます、こう書いてあるわけですね。

私、現状ではこれがベストアンサーだと私も思うわけですが、しかし、やはりその専門人材の確保というのが非常に重要だと思つております。この専門人材というのは、じゃ、すぐに出てくるかというところ、今後、この小さな拠点も、形成数なんかもKPIに入つてくれば、そういう能力のある人というのはある意味奪い合ひみたいなことにもなりかねないということを考えると、小さな拠点はできたけれども、それを実際に運営するにはなかなか難しいですねという場面が出てこないとも限らないと。そういう意味では、今後のコーディネーターの養成とこのように考えているのか、大臣に伺います。

○国務大臣(石破茂君) コーディネーターとかファシリテーターというのは結構いるんです。実は結構全国にいる、私も知らなかつたんですけど、私も、何とか伝道師とか、いろんな名称はありますが、あるいは地域おこし協力隊とか、そういうものも、もちろんこれからも育成をしていかねばなりません。今でもたくさんいるんですけど、それをどうやって活用するかということにまだ相当工夫の余地はあるなというふうに思っております。

高度人材をいかにして地方の方に還流させるかということにつきましては、このマッチングをどうするかということが極めて重要で、じゃ、俺行きたいんだけど、どこへ行けばいいの、ここにはこんな人材が必要ですよというのをうまくマッチングがなされていなくて感じを持っておりまして、そのマッチングもなかなかいかに進めよう。ファシリテーター、コーディネーターというものも、全国に点在しているのだけれども、それをどう活用するかということには私も更に工夫の余地があると思つておりまして、ここはかなり早急にこういうふうにして活用するという方針を出させていきたいと思いますし、委員からまた御

教示をいただきたいと思うところでございます。かなりそういう人材はいる、その活用の仕方の問題だと思つてます。小さな拠点をつくる場合に地域の積み上げというのが大事で、役場がこのようにしますよって、そういうことになるわけはないのであつて、地域地域のいろんな声をボトムアップ型で吸い上げた形でやっていかないと、小さな拠点というものは絶対失敗すると思つております。

そこにおいてやはりコーディネーター、ファシリテーターというものをどのように活用するかというところは、国交省ともあるいは農水省ともよく連携をしながら、その地域地域においていいコーディネーターがなされるということを中心掛けていかねばならないと考えております。

○横山信一君 コーディネーター、ファシリテーターはいろいろいるんだというお話でございまして、今大臣のお話の中にもありましたが、どのように活用するかなんかという、そういう御指摘がございましたが、いわゆるこういう方たちというものは、まあちよつと捉え方がいろいろあるかと思つてますが、役所からすると使いづらいなところがあるというふうにも思つておられます。そういう意味では、大臣がよくおっしゃられるように、よそ者、若者、ばか者という、これが大事なんだと、地方創生には大事なんだというふうにお話をされるわけですが、いわゆる、ある意味使いづらな仕組みを考えておられるのか、これも大臣に伺いたいと思つております。

○国務大臣(石破茂君) これ、昔から言われている話で、地域を活性化するのはよそ者である、若者である、卓抜、卓越した発想をする「ばか者」であると、こういうふうには言われるわけでございます。それを受け入れる側にもたしなみが必要で、行く側にもたしなみが必要で、俺が東京から行って教えてやるぜみたいな人は大体忌避されることになつております。やはり行く側もどうやったら地域に溶け込めるかというのは大事なことで、村祭りには参加し

ませんか、地域の活動には参加しません、私は東京から来た、非常に卓越した知識を持っておつてなどと言う人はそれはなかなか難しいんだろうと思っております。受け入れる側もどうやって受け入れるかということは大事で、やはりよそから来た人、若い人、そして卓抜、卓越した発想をする人を受け入れていかねばならないんだよね、いろいろなことがあってもそこはある程度、何でも、寛容の精神という言葉がいいのかどうか知りませんが、そういうような形で受け入れていかねばならないことだと思っております。

国におきましては、プロフェッショナル人材事業等々、これが経営人材のマッチングでございますが、そういうようなものもやっております。そして、人材の育成も進めてまいります。そのほかいろいろのことをやっております。二十八年度から総合戦略が本格的な実行段階に入るわけで、どのように人材を使うかということは先進事例をよく学びながらやっております。

私は週末ごとにあちらこちらに行っているんですが、やはり鳥根原隠岐諸島にいます海士町というのは随分と多くのよその人を受け入れる。それによって、あそこは、もう公共事業はこれ以上伸びないのである、どんどん削減されるのである、交付税もどんどん減るのである。では、どうするかということで、その地域の方々と外から来た方が一緒になって、岩ガキというものを冷凍にして全国展開をする、あるいは隠岐牛というものを全国展開する、あるいは鳥根原高校はもう廃校寸前であったものが一学年二クラスになる等々は、外部の人材を入れることによって、公共事業が減っても交付税が減っても町は活性化するという一つの例だと思っております。

○横山信一君 ありがとうございます。まち・ひと・しごと創生本部の総合戦略には、

地方への新しい人の流れをつくるとして、東京圏からの地方転出を二〇二〇年までに四万人増やすということが掲げられております。その有力な施策の一つが日本版CCRCの普及ということになっております。

この構想の検討は有識者会議によって進められておりまして、このCCRCという、コンテニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティという略名ですけれども、大都市地域の高齢者が自らの希望に基づいて地方に移り住み、地域社会の中で健康でアクティブな生活を送る、そして医療、介護が必要なときには継続してケアを受けることができる地域づくりを目指す、こうなっているわけですが、この有識者会議は今年の夏までこのCCRCについての中間報告をまとめるということになっております。

そこで、現時点での地方創生における日本版CCRC構想の意義をどのように考えておられるのか、伺います。

○国務大臣(石破茂君) 藤末委員との議論の中でもございましたが、これから先、東京の高齢化は恐らく人類が経験したことのない規模とスピードで進むということになります。

地方は高齢化のピークを越えつつありますので、医療、介護には若干の余裕が生ずる地域が出てまいります。そうすると、何も東京にお住まいの方々に強制的に地方へ移すなどということはできるわけございませんので、そのようなことを考えているわけではございませんが、御希望の方、すなわち、第二の人生は地方で送りたい、地方でまた自分の存在感を更に発現したい、あるいは地方で学びたい等々、東京にお住まいの五十代の男性の五割は地方に行ってもいいというふうにお思いますが、あるいは行きたいと思っておられる。その中のどれかだけでも地方に行っていたらいい、いろいろな施策を考えねばならない。

その意義は、まず、要介護になる前から地方に行くということが一つ。そして、サービスの純然たる受け手から、自分がその地域に

んな活動をするという、そういう出し手になっていくということが必要だろう。そして、閉じた空間ではなくて、そこに若い方々、あるいは壮年の方々、あるいは大学等々、そういうものとコミュニティをつくるということが大事なことだろうと思っております。

これから先まだ議論を詰めていかねばなりません、それは言うがと、東京で手に入れた夢のマイホーム、これどうしようかというところがございまして、あるいは要介護になったときにその介護の費用をどうするか、あるいは医療費をどうするか。住所特例の問題とも関連をいたしまして、幾つかまだ乗り越えていかねばならない課題がございますので、更なる検討を進めてまいりたいと思っておりますし、御教示を賜りたいと思っております。

○横山信一君 このCCRCについては、内閣官房が昨年、東京在住者への意向調査を行いました。また、今年には自治体への調査も行っているということですが、これらの結果はどのようなものであったのか、伺います。

○政府参考人(木下賢志君) 委員御指摘のCCRCの関連の調査でございます。

まず、昨年の八月に東京在住者に対して地方移住の意向調査したものがございまして、この結果、今大臣答弁ございましたように、東京在住者のうち五十代男性の半数以上、また五十代女性、六十代の三割が地方への移住を意向を示しております。

また、今年三月から四月にかけて各都道府県市区町村を対象に各地域でそのCCRCに関する意向調査を実施したところでございますが、特に日本版CCRCに関連する取組を推進したいという意向をお持ちの地方自治体は二百二団体存在しているところ把握できたところでございます。

○横山信一君 ちよつと質問の順番を入れ替えて、通告の順番をちよつと入れ替えますが、今、五十代男性の半分以上が移住の希望があつ

てと、女性が三〇%というお話がございましたが、三割という話がございましたが、裏返して言うと、女性の七割は移住に反対している、五十代女性だと、そういうことでございます。

このCCRC、特定の年齢に偏ることなく、幅広い年齢層を対象にしようとしているというふう聞いておりますけれども、やはりそうであれば中高年女性の意向というのが非常に大事だということに考えるわけですが、男の場合は退職まではやっぱり会社社会の中にいるわけですし、でも、女性の場合はかなり地域社会の中にとどまりネットワークをつくって生活をしているわけでありまして、男の生活環境と女の生活環境というのはかなり違っていると。

そういう意味では、退職した男性が、退職したら第二の人生、晴耕雨読と憧れるのかもしれないが、それを奥さんに話した場合、じゃ、一人でいったらという、そういうことになるわけでありまして、そういう意味では、中高年女性の奥様たちをどうするかということが非常に私は大事だということに思っております。

この中高年女性が移住したいと思えるような具体例の提供こそがこのCCRCの成功の可否を握るんだというふうな思っております。そういう意味では、同じようなこととはちよつと違うんですが、女性という視点でいくと、農林水産省がやった農業女子プロジェクトというのがありますが、これは私非常に面白い取組だと思っております。これは現役の女性たちがどうしたら農業に興味を持ってもらえるのかという様々な取組をしたんですが、その中の一つに、軽トラが白しかないのはおかしいという話があつて、結局このダイハツの、あつ、メーカー出しちゃいましたけれども、この白の軽トラが全部で八色の軽トラに生まれ変わったという。要するに、女性が農作業をしたいと思える環境というのは、やはり男の視点からだけでは絶対分らないわけでありまして、そういう意味では、女性移住プロジェクトみたいなのを立ち上げて取り組んではどうかというふうにも思

うわけでありませけれども、中高年の女性の心をくすぐる取組、これを大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂彦) それがかれば私もまた違ふ人生があるかもしれないと思つたりするわけでありませ。

委員御指摘のように、農業女子プロジェクトというのは、もう本場にピンクの軽トラとか真っ赤な軽トラとかやつぱりそういうものが売れるわけですね。あるいは、女性の方がいろいろな、例えば手洗いをお使いになるときに、本場にきれいで、もちろん快適でそこでお化粧もできるような、そういうのがあると、農業をやり、それが終わったらお化粧して町に出てということもあるわけ、やつぱり女性の気持ちになつて考えなければ、あなた一人で行つたらということになるわけでございます。男性の五割は地方に行きたいと、でも女性性は三割だと。二割のお父さんは一人で行きなさいと言われて結構悲しいなと、こういうことになるわけでございます。そこをどう埋めるかは女性の方々に聞かないと分からない話だと思つております。

私も、このCCRCを進めるに当たりまして、もちろん多くの女性の方の御意見は聞いておりますが、これを更に女性に特化した形で、どうすれば女性が移住しやすくなるだろうか、委員のお言葉を借りれば、中高年の女性の心をくすぐるようなものって何だろうかということは私どもとして、少なくとも私として指示をして、きちんとしたプロジェクトを立ち上げたいと考えております。

○横山信一君 是非お願いしたいと思ひます。

新型交付金のこともちょっと触れておきたいんですけれども、日本版CCRCも新型交付金の支援対象にということも考えておられるようであります。CCRCに係る支援メニューというのは各省庁たくさんあるわけでありまして、しかし創生本部として、いわゆる従来の縦割り事業を超えた取組支援が必要だというふうに明記もされてお

りますけれども、創生本部がCCRCを牽引するために具体的などのような仕組み、この新型交付金を含めて、考えておられるのか、大臣に伺ひます。

○国務大臣(石破茂彦) これは、新型交付金、先ほどの議論の中で申し上げましたが、CCRCというものがまだ設計段階ではございます。ですけれども、ここにおいて必要なのは、恐らく国の補助金を使って地方のいろいろな遊休地にそういう村を忽然と出現させるということではなくて、そこにあるいろいろな既存の施設、あるいは事業者の皆様方との連携を図りながらコミュニティをつくっていくということになるだろうと思ひます。ですから、今はまだそういう補助金があるわけじゃない、あるとすればサ高住ですが、そういうものではないのだ、あるいは結果平等を志向します交付税で後を見るのだということではない。それぞれ事業者との連携あるいは地域間の連携、これは都道府県を越える場合もございませが、その場合に、補助金もない、交付税で後から見てもらつたのではどうにもならぬ、そういうような地域間連携あるいは官民連携というために新型交付金を活用するというのが今のところ私どもが考えているものでございます。

また、コミュニティというのを考えましたときに、これは長野県のある町でそういうような取組を今御検討中でございますが、中心市街地にいろんな空き地あるいは空き家がございます。それを活用した形という場合には、これはまさに自由に使えぬ形のお金がなければいろんな調整はできないと考えておられて、CCRCをつくりませる場合に、この新型交付金の活用は相当地に多いと思つておるところでございます。

○横山信一君 新型交付金の使い道がこのCCRCにはあるというお話でございますので、是非実現できるように努力していただきたいと思ひます。

もうちょっとこのCCRCの具体的な中身についてこれから伺つてまいります。

今までにこのCCRCという概念はなかつたわけでありませから、我が国には、そういう意味では、この新しい概念を中高年層に理解してもらわなければなりません。そういう意味では、今身近にあるサ高住と、サ高住のような高齢者施設の延長上というふうにつまえられるかもしれませませんが、そうではないと、このCCRCがですね、従来の高齢者施設とどのように違つていのかを伺ひませ。

○政府参考人(木下賢志君) 今回の日本版のCCRC構想でございますが、次の三つの点でこれまでの高齢者施設等と違つていのではないかと思つております。

一つ目が居住の契機でございます。従来の高齢者施設などでは要介護になつてからやむなく入所あるいは入居というものが多かつたわけでありませが、日本版CCRC構想におきましては、健康な段階から希望に応じて移住をして、アクティブに高齢期の生活を営む、できる限り健康長寿を目指す。指していくということの基本として考えてございませ。

また、高齢者の生活についてでございますが、従来の施設ですと、あくまでもサービスの受け手というふうな受身的な存在と考えられる傾向が強かつたわけでございますけれども、今回の日本版CCRC構想におきましては、地域の仕事ですとか社会活動、あるいは生涯学習などの活動に積極的に参画をするというふうな主体的な存在として位置付けられるのではないかと考えております。

また、地域との関係についてでございますけれども、従来の施設ですと、どうしても施設あるいは住居の中で完結をして、地域社会、子供あるいは若者との交流というのには限られて閉ざされた関係でございませたけれども、今回の構想におきましては、地域社会に溶け込んで、地元住民ですとか子供たちあるいは若者たち等多世代との交流、共働するオープン型の居住が基本となるのではないかと思つております。

今後、こうした点も含めて有識者会議において更に詰めて、移住希望者に対します情報提供あるいは事前相談、マッチングなど、あるいは一定期間のお試し居住、二地域居住など、入居を判断できる仕組みなどにつきまして検討を進めて、具体的な成案を得てまいりたいと思ひます。

○横山信一君 先ほどの地方創生におけるCCRCの意義について大臣から御答弁いただきましたが、その中にはやはり東京圏、急速な高齢問題が急務だということがございましたけれども、そういう意味では、首都直下なんかやはり重要な問題ではないかと私は思つておられて、必ず発生するわけですから、そういう意味では東京から早く移住した方がいいですよということも必要かなというふうにも思つております。

では、具体的に、そのCCRCに入居する人たちについて具体的にどういう人たちがいいのかということ、最後にこれをお聞きしておきたいんですが、実際に現役をリタイアする、また年金生活者も多くなるといふことを考えると、実際その受け取る年金額ってどれぐらいを想定していらつしやるのか、またCCRCの対象者というのはどういう人たちを考えておられるのか、最後に伺ひませ。

○委員長(西田昌司君) 木下次長、簡潔に。

○政府参考人(木下賢志君) はい。

今回のCCRC構想といひますのは高齢者の希望を実現するための構想で、特に健康でアクティブな生活を送りたいという多くの高齢者の希望が実現されるように、広がりとなつた構想となる必要があると思つております。

そういう意味では、有識者会議におきましては、厚生年金のモデル受給者、あるいはその所得、資産の状況に応じて議論をしておりますけれども、できる限り多くの高齢者の希望を実現する観点から、一般的な退職者、例えば厚生年金でいひますとモデル年金は二十一万八千円でございますが、そういった方が入居できる費用モデ

ルを基本としながらも、より低廉なモデル、それから富裕層も想定した多様なバリエーションも可能となるような検討を進め、成案を得ていきたいと思っております。

なお、やはり都会よりも地方の方が物価ですとか人件費は安うございますので、そういう意味では、食費、居住費等の生活コストが少なく済む上に、健康なときには地域における支え手として生きがいを持って活躍いただくことも想定しております。そうした観点も考慮して、できるだけ富裕層に限定されることなく、幅広い層がこうしたプランに参画できるように仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えてございます。

○横山信一君 終わります。

○寺田典城君 寺田でございます。よろしくお願

いします。  
先ほど自民党の太田議員さんとか藤末さんからエネルギーの話とかガソリンスタンドの話とか出ておりました、思い出したのは、何を思い出したかというところ、三月十一日、一年のですね、燃料がなくて、病院から介護施設からそれこそ火葬場まで、もう大変な事態が起きたということですね。特に東日本側は、それで日本海側にバックアップ体制が取れて一週間とか十日くらいで何とかなつたんですが。

今、通告していませんけれども、これ関心持ったのは、ガソリンスタンドが六万軒から三万軒ぐらいいなつて、ますます省エネタイプの自動車も出てくるし、皆さん省エネになるでしょうから、スタンドの数も減っていくと思うんですよ。これは競争の社会だから、これは経済の社会だから、それをどうやってバックアップするかという問題になると思うんですが。

今、よく関心持っているのは、ホルムズ海峡が機雷が投棄されたらどうなるんだ、存立危機事態だということ、そういう話も出ています。私は、ああいう大震災の方が生活直面では存立危機事態であったなと思うんです、率直に言つて。備蓄例えは二百日とか日本の国はなされていませんけれども、

ども、それよりも生活、実際は届かないんですか。

それで、今は、何というんですか、ある面では、ある程度備蓄したら支援策とかこうだとかあるんですが、やはりもう少し地方創生とかそういうことも含めて、石破大臣は全体的な調整役も担っていますから、そういう存立危機、エネルギーの存立危機の、家庭内という一般的な生活面での、それをこの次、来週聞きますので、どうなっているか、ひとつ調べて、今、それから石破大臣の考えもひとつ聞かせてください。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、御質問の趣旨を取り違えたらお許しをいただきたいと存じます。

やはりエネルギーということを考えましたときに、先ほど藤末委員との議論で申し上げましたが、サブシステムとしてそれは再生可能エネルギー、これは地熱を含みますが、そういうもののウェイトを上げていかなければならない、それは地方が負うべき責任であろうと思っております。

もう一つは、やはり備蓄というものをきちんと持つておかなければなりません、同時に、備蓄の恐ろしいところは、それが外からの攻撃に対してどれだけの抗堪性を持つかということでございます。そこも併せて備蓄をどれだけ持つのかということだと思っております。

ですから、存立事態にどういうことになるか、どういふ場合が存立事態になるか、私がお答えするものではございませんが、そういうものを組み合わせていきながら、どういふ場合にどういふような事態に逢着するかということ、は、時々の政府として、もちろん議会制民主主義の下で、文民統制の下で適切に決められるべきものだと承知をいたしております。

○寺田典城君 ホルムズ海峡で石油が閉鎖された場合は存立危機事態だということですが、現実的には、私は生活が、国内でデリバリーができれば存立危機事態じゃないのかと、私は

そういう意味で聞きましたので、ひとつよろしくお願したいんですが。

それで、第五次分権一括法なんですが、募集方式ということで、地方から提案されたものについて特別認めるというやり方ですね。私、議員になって五年、今年の七月で五年になりますけれども、この省益の在り方、それから権限の放せない各省庁の在り方というのは、もう日本の国、倒産させるんじゃないかなと思っておりますよ、率直に言つて。

私たちは、二〇〇五年、平成十七年に町村合併しましたけど、平成十六年には条例を改正して各町村に権限移譲しているんですよ。まあ当時は秋田県は静岡県に次いで二番目だったんですけど、今はどうなっているか分からないんですけど、

現在でも、県では条例として施行、というのは二千三十九あるんですけど、そのうちの千五百三十二は権限移譲しているんですね。そして、大体、七、八割が各町村が権限移譲されたもので行政府をしているんですよ。ですから、それをやれなければどうするのというから、できなければそのときは県がサポートすると、人員も出します、サポートもしていきます。だから、人口三千人ぐらいいの中、一〇〇%を受け入れてるところもあるんですよ。たつた三千人、東成瀬村だとかって、教育が一番トップ取っている方なんか、取つてい

るんですよ。首都から一番遠いところが一番あるようなんですよ。

それで、やはり国は、何というんですか、提案方式じゃなくて、要するに国しかできない、国でなければ許可できない事務以外は地方に全て移譲すべきだと思つてます。それは国の役人が手伝えられないんですよ、そういうふうにしてやったら、ということ。その辺を大臣はどう考えていますか。

○国務大臣(石破茂君) 委員のおっしゃることはどういふことなのか、ようやく理解できました。つまり、全部基本的に地方へ渡してしまえということですね。逆に申し上げれば、国が持つてい

ければならないものは何であり、それはなぜなのかということを示した上で、それ以外はみんな地方に渡した方がいいと、こういう御指摘だと理解をいたしました。

私ども今考えておりますのは、それと議論が擦れ違ひになって恐縮なのですが、何を地方に移すべきなのか。これ、規制緩和ではございません、農地転用もそうでございますが、権限を移す場合には、地域に近い方がより実態に即しているだろう、そうであるがゆえに地方の方からの御提案をお待ちをして、できません、なぜならばではなく、どうすればできるのかというのをこちらの方からきちんとお答えをするという形でやってきてい

るものでございます。  
ですので、ボジとネガとをひっくり返したという言い方はできませんが、委員のお考えとは少しどうかかなり違いがあるのだらうと思つております。ですので、これから先また委員とも議論させていただきますことがたくさんあると思つてます。原則 地方に移した方がいい、国の方が残した方がいいとすればこれとこれとこれなのだというところについて更に具体的な御教示をいただいで、私どもの方も考えてまいりたいと思つております。

このやり方、何も国の方が権限を手放したくないとかそういうようなことで申し上げているのはございません。やはり地方に沿った権限の移譲というものは地方のニーズに沿うべきだということに考えてこのようなやり方を取り、地方六団体からも評価はいただいております。私どもも検討を進めてまいりたいと存じます。

○寺田典城君 今農地転用とかが例として一つ出たんですが、やはり、生活に密着するようになつてくるんです。幼稚園、保育園、どうやうな国が握っているんです。幼模ですか、介護施設どうですか、どこでなんですか、全部、学校教育だつてそうでしょう、義務教育負担金はどうなんだと。それから、例えば、国に、地方財政の規

則の中では、国の施設には、例えば県が寄附講座を持つたり施設を寄附できないとかという。いや、今それは条例変えしましたよ。

だけでも、いずれにしましても、揺り籠から墓場まで権限を持っていることだけは事実なんです。だから、そこ辺りを分類したら、もつと自治体行政がスムーズに効率的に、それから競争の社会、全部、ですから、国が、北海道から九州までみんな同じシステムだからこうなっちゃうんですよ。北海道とそれから九州と農業政策が同じかという違うんです。だから、その辺をやはり変えていかなければならないと来ているんだなというの、よく私思います。

だから、そういう点では、地方創生というのだったら、そのことを考えずに地方創生は私ではできないと思うんです。例えば、先ほど海士町の話が出ました。物すごく頑張っていると思います。なりわいを先につくった、それから人材づくりやつたということだと思っんです。ただ、あれですよ、交付税一人当たり百万円もらっているんですよ。そうすると、百万円という、全部一人当たり百万円という、日本の国、何ほ出さなきゃならないかという、百二十兆円出さなきゃならない。今、十六兆円とか二十兆円ぐらいで済んでいる交付税がそうなんです。臨時財政対策債入れてですよ。だから、そういうこと、それだからやっていけるのかということになるんですよ。

だから、そういう点では、もう少し地方自治体に考えさせる、それから仕事を、自分たちが行動すると。今、私、あの当時、小泉さんの改革がいかにか悪いとかというんじゃない、あのとおりの分権は進んで、二〇一〇年には道州制になるだろうというところまで考えておったのが、今ははっきり言って地方六団体、要望団体になっちゃったんです。だから、その辺をひとつよく考えていただきたいなと思います。

それで、次に移りますが、コンパクトビレッジやはり、六月三日の本会議では、大臣は、皆様

の意向を踏まえて市町村の取組を国としても支援するということ答弁なさっています。だけれども、拠点となる地域に施設を造る、拠点を、その地域に施設を集約するやり方というのは無理があるんじゃないか。

コンパクトビレッジというのは、成功するかどうか、うまくいくという根拠は何なのか。もう十年もしますし、また一割とか二割も人も少なくなっていますし、それから、ほかの店がみんな駄目になってしまいう可能性もあるし、果たしてそれを望むのかというあれもありますから、それは選択なんですよ。それと、私は、一九九三年頃ですか、第五全総の当時、地方の首長ということで呼ばれて、参考人みたいな形なんだけれど、あの当時、過疎法みたいなものとかやめた方がいいと、今みたいな過疎法ですよ。いわゆる物をつくる、ということとは、橋造る、道路造る、それから公民館造ってやるからここに住みなさいとかという、そういうことはやめた方がいい、もう別の考え方をした方がいいという話をしたら、その当時のある局長が飛んできて、それで選挙できるのかという話までされたことがあるんですよ。

まだ日本の国というのは、物づくりとか、つくるといふ発想しかないんですよ。その辺をもう少し、コンパクトビレッジのように考えているか、大臣の考え聞きたいんですが。

○国務大臣(石破茂君) これは委員御指摘のように、国が上から押し付けるものではないです。コンパクトビレッジを構想するに当たりまして、全国のいろんな事例というものも私も謙虚に学びたいと思っております。

例えば、秋田の由利本荘というところがございす。私も何度か行ったことがございますが、そこに鳥海町という、鳥海山の麓でしょうか、ここは道の駅を活用した形でいるんなものを集約し、あるいはコミュニティバスみたいなものを走らせるという、これも国が押し付けたものでも何でもない、道の駅は元々そんなに国が企画をつくる

ものでもございせんので。やはり、この由利本荘みたいな成功例、地域が創意工夫によりいろんな人を集約する、あるいは道の駅を使っているんな人を呼び込む、そしてまたそこをキーとしていろいろなネットワークを張って集落とのコミュニティのような、そういうような事例に学びながらやってまいりたいと思っております。

私は、コンパクトビレッジの発想が絶対に失敗するとは全く思っておりませんで、その地域地域の実例に謙虚に学び、誤っている点は改善していかなばならないと考えておりますが、基本的な考え方は今のところ変更のつもりはございません。

○寺田典城君 時間ですから。道の駅とかというのは、もう田舎の方、地方に行くとかたくさんありますよ、そういう拠点をづくりは。もう済んじやつてるんですよ。それからまた人口が一割、二割と減っていくんですから、それをあえてつくるということ自体がどうなのかということなんです。

以上です。

○大門実紀史君 大門です。

私は、地方の賃金問題について質問をいたします。地方に人材を集めるとかあるいは地方に生まれ地方で仕事をしていくという上で、都市と地方の賃金格差を是正していくことは大変重要ではないかと思っております。その中で、最低賃金の問題を取り上げますけれども、資料を配付しておりますが、日本は、都道府県別、地域別の最低賃金になっておりました。地域、都道府県によって格差があります。東京都では八百八十八円、これは前年比十九円引き上げたわけですね。石破大臣の地元鳥取県では六百七十七円です。前年比十三円しか引き上げておりません。鳥取と東京を比べると二百一十円も差額があるわけですから、なぜこんなに格差があるのか、石破大臣、御存じでしょうか。

は、働く方々の生活費や賃金、企業の賃金支払能力を総合的に勘案し、地方最低賃金審議会で実情に応じて定められるというふうに承知をいたしておるところでございます。そこにおいていろいろ議論の上でこういう形になっておるわけでございす。これは、よく子細に見ますと、例えば鳥取と東京を比べましたときにそれだけ賃金に差があると、それではもう地方の方は物価が安いからよいではないかという話になります。賃金の格差ほど物価に格差があるわけではないということもございすので、私も所管外で余り物を申し上げるわけはございませんが、地方最低賃金審議会ではいろいろ議論がなされると思っております。そこにはどのようなファクターを入れて議論をされるかということにつきましてはまた担当にお尋ねをいただきたいと思います。

○大門実紀史君 なぜこの格差があるかなんてすけれども、とにかく格差がありますと、同じ仕事するならばもう都市部に出て行って仕事しようということになるわけですから、人口が都市部に流出をいたします。集中いたします。で、地域はますます過疎化が進むということで、賃金問題というのは実は、この過疎化の問題、都市集中の問題では大変大きなファクターなわけでありす。

一般的に、地方は生活費が安い、物価が安いだろうと、こう思いがちなんですけれども、実は余り最近はどうでもありませんで、大型店が進出したり流通が発達しておりますので、例えば地方の駅前食堂入って何とか定食食べると分かるんですけれども、こんな高いのか、東京と変わらないじゃないかと。東京よりも、東京は競争がありますから、競争のない分高かったりするわけですよ。したがって、思うほど物価が安いわけではありせん。

実は、そういうことを調べた方がいらつしやいます。仏教大学の金澤教授という方が、これは二十五歳単身者の最低生活費と、最低賃金ですから最低生計費というものを物差しにするわけですが、それを調べられたら、もちろん地方と

東京との違いとかあるわけです。例えば東京は、交通機関が発達しておりますから、住居費は高いですけど交通費は安いと、地方は、住居費は安いけれども、車使わなきゃいけないから交通費が高くなるという、そういう地域によつての特殊性はあるんですけれども、基本的に人が生活する最低の生計費というものを試算されました。

それによりますと、大体どの地方もそれほど、最低生計費という点では、人が生活していく最低の生計費という形ではそれほど違いがないということ、ちなみに、大体どの地方も、税、社会保険料込みですけれども、月額二十万、年収二百七十万円と、これが大体、全国共通最低生計費だということ調査されて明らかになっております。これはあくまでも最低生計費であつて、その地域の基本賃金の平均ではありません。ありませぬが、最低生計費ですけれど、そういうのが出ております。

これは鳥取の調査がありませんから、例えば比べますと、岩手県の北上市、これは最低生計費は二百七十三万四千円、月百五十時間時給換算しますと千五百九十九円。例えば埼玉のさいたま市は、最低生計費が二百八十万五千円、これを時給換算すると千五百五十九円ということ、ほとんど差がありません。ところが、この最低賃金の表を見てもらつと、今申し上げた岩手は六百七十八円、埼玉は八百二円という大きな差があるわけですね。

これ一体どうしてこういう差が生まれるのかと。これはちよつと厚労省、説明してくれますか。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。最低賃金法では、一定の地域ごとに地方審議会の調査審議を求めまして、その意見を聴いた上で地域別最低賃金の決定をしなければならぬとされております。働く方の生計費や賃金、企業の賃金支払能力の地域差などの実情を考慮いたしまして、都道府県ごとに最低賃金を定めているところでございます。

例年、地方最低賃金審議会におきまして、都道

府県別に最低賃金の改定額を夏に審議されることになっておりますけれども、その前に当たりまして、中央最低賃金審議会におきまして、都道府県を四つのランクに分けまして改定の目安を示しているところでございます。この目安につきましては、昭和五十二年十二月の答申におきまして、できるだけ全国的に整合性のある決定が行われるようという趣旨から目安が示されているところでございます。

地方最低賃金審議会は、この目安を参考として、地域の実情を踏まえまして毎年の改定額を決定しているところでございます。

○大門実紀史君 あれこれ言われましたけれど、実はそうじゃないんですね。決め方がおかしいんですよ、今の最低賃金の。

もうここは厚生労働委員会でもありませんし、その制度論は別のところで議論したいと思つております。指摘だけしておきますと、一つは、今申し上げた中で、最低賃金を考慮する要素の一つに事業者の支払能力というのを入れているんですね。これ、何か当たり前のことのように思つてしまいますけれども、世界で事業者の支払能力というものを最低賃金を考えるときの項目に入れているのは日本だけあります。日本だけです。もちろんほかの国も、経済状況とか雇用状況というのは勘案するとなつてはいますけれども、事業者の支払能力というような言葉をほんとは入れていないのは日本だけです。したがって、最低賃金を決める審議会の中で、使用者の代表の方が一円でも上げたくないと、こう頑張るわけですね。それで足を引っ張つてしまつと。何かもう現実的にそんなことで決まつていくのが日本の実情であります。

もう一つ、この地域別最低賃金という形を取つているのも世界ではまれです。世界はもう全一律の最低賃金制がほとんどであります。今、この弊害がやっぱり出てきているのかと思うんですけれども、やっぱり、地域別というとか何か実情を反映しているような感じがいたしませんけれど、これは逆に地域格差を固定したり、あるいは拡大を

してしまつと。今、実は自治体なんか、前は最低賃金が低い、賃金が低いことによつて企業を呼び込めると、呼び込もうというふうなことを、呼び込めるんじゃないかと思つていた地方の自治体も、今は逆だ。人が出ていってしまつと、賃金を上げてもらいたい、最低賃金を上げてもらいたいというふうに変つてきているわけですね。長年やってきた地域別最低賃金というの、今考え直す時期に来ているわけでありまして。

それと、なぜ全国一律なのかという、もう発想が違つて、最低賃金というのは貧困と格差をなくすための底上げする制度なんだと、だから全国一律なんだというのが世界の考え方なんです。ところが、日本は、個別の実情、中小企業の支払能力、こういうところに非常に力点を置いたもので、それからそういう制度がずっと続いてきて、今やそれが悪循環をもたらしている。つまり、賃金が上がらなから人が出ていく、人が出ていきまふと仕事がなくなくなる。仕事がなくなくなると、先ほど言いました地方自治体も、最低賃金は上げてもらう方向で考えてほしいというふうに変つてきているわけですね。まだそういうことも気が付かないで同じことを繰り返しているのが今の厚生労働省の最低賃金のやり方でありまして。

そういう制度論は厚生労働委員会とか予算委員会でもやりまふけれど、是非、石破大臣にお考えいただきたいのは、この最低賃金を上げるということとは、地方の活性化、人材確保、非常に重要なことだと私思つておまして、予算委員会等で安倍総理に、中小企業に大胆な支援しながら最低賃金を大幅に上げると、アメリカとかフランスでは経済対策とやつて大成功して、内需拡大成功したので、アメリカは引き続きまたやろうというふうになつておりますけれど、そういう外国ではもう発想の転換をして、賃金上げることが経済が良くなるわけですね。そういう発想の転換しながらやつていくことが必要だということで、提案した

ら、実際、安倍総理は、検討させてくれということ、実際に厚労省の方が私の部屋まで来られて、あと、日本再興戦略の中に、中小企業を支援しながら最低賃金も上げるといふのを書かれて、実際に大臣が審議会へ出ていって引上げしてくれということまで努力をされているんですね。

上がったことは上がったんですけど、ただ、私たちが言っているような規模のものではなくて、民主党政権よりは上げましたとか、何かそういう感ばつかりなんです。それでは駄目で、やっぱりもつと思つたことをやらないと、地方の賃金の問題も解決しないと思うんです。そういう点では、地方をどうするかという点で考えても、最低賃金を引き上げると、制度はいじれなくても、やっぱり地方から上げていくということに是非石破大臣としても取り組んでいただきたいというふうな思つておられますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 我が党におきまして、それはよく検討しなければなりません。

じゃ、例えばバスというのはもう駄目な産業だ、こういうふうには言われまふが、そうではないだろう。福島県あるいは茨城県、あるいは岩手県でバスを運営しているホルディング会社、ここはもうどんどん賃金上げてきたわけですね。

やはり、日本がずっと経済が低迷してきた、その間、ヨーロッパと比べてもアメリカに比べても一貫して給料が下がってきた。アメリカもヨーロッパもリーマン・ショックは受けたはずなんです、ずつと給料を上げてきているわけ、やはり給料を下げ続ける、あるいは下請にいろいろな負担を強いるということが、一つ一つの企業の行動原理としては正しくても、それを全部足すと、恐らく物すごい合成の誤謬が起つて日本経済がこういうことになつたという解説もございまして、私もかなりうなずくところは多いのですが、そこは転換をしないかねばいけないのだから。委員御指摘のように、制度をすぐに変えるわけにはいかないけれど、賃金の違いと物価の相違と

いうのに乖離があることはこれは間違いない事実でありますので、その辺りが実感と随分違うんだと思っております。地方における給与を上げていく、それはもうできないことではないし、企業の努力というものは、そこに人手不足の今だからこそ賃金を上げる余地があるだろうと思っております。そこは、委員の御指摘も踏まえながら、我が党としてもきちんと議論をして、地方の雇用者、特に若い雇用者、若い労働者も含めて、高齢者の方々もそうですが、賃金を上げていくということ、は地方創生のために必要不可欠なことだと承知をいたしております。

○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会の松田公太でございます。

十五分しかありませんので、早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔委員長退席、理事岡田直樹君着席〕

地域再生法の小さな拠点、いわゆるコンパクトレゾの形成についてお尋ねいたします。

これに関しましては、地方創生先行型交付金として千七百億円、地域再生戦略交付金として百二十億円、合計で千八百二十億円の予算が組まれているわけですね。

政府としましては、この予算をどのくらい、そのうちの幾らぐらいを使つて、幾つの例えばコンパクトレゾ、これを形成しようとお考えなのか、また、それらのコンパクトレゾの人口の合計というものはどのくらいになる予定でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今の時点で確定的に幾つということをおっしゃることは難しいです。したがいまして、お金が幾らということをおっしゃるけれども、大体イメージとしてお考えをいただきたいのは、小さな拠点の対象となります可能性が高い過疎地域における集落数は六万四千と考えております。集落生活圏内の平均集落数が約十四というふうにお考えをいたしますと、集落生活圏としては四千六百、ニアリーイコール五千というふうにお考えをしております。

市町村アンケートを取つてみますと、中心・基幹集落の強化を予定している市町村は四割でございますので、これまでの市町村の意識では二割程度の取組の数の可能性というふうにお考えをしておりますが、数としては大体五千というものを考えておるところでございます。

これは昭和の大合併以前の町村というものを大體考えておるところでございますが、昭和二十八年十月に町村合併促進法が施行されましたときに、市町村数は九千八百六十八になっておりました。昭和三十一年には四千六百六十八になっておりました。大体こういう数をイメージをしておるところでございます。

金額につきましては、今確定的なことは申し上げられません。

○松田公太君 まだ細かいことは決まっていないうことなんだろうが、そういうことが決まらないうちやばり大枠の予算だけが先行して決まってしまうというやり方は、私は財政難の中ちよつとあり得ないのかなというふうにお考えをしております。

〔理事岡田直樹君退席、委員長着席〕

レクを受けた際なんですが、モデル集落として、例えば九百人ぐらいの地域に十億円ぐらいつぎ込むと、そういう話もあるかというふうにお聞きしておりますが、大体そういうところもあるという考えでよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ここは幾らもお金を掛ければよいというお話ではないと思っております。

まず、そこにおいて、コンパクトレゾの発想は、今までの申上げてきましたように、先ほど昭和の大合併前の町村ということをおっしゃりました。そこを考えたときに、やはり旧村の役場があつて、そこにいろいろな機能が集約される。それは、集約することによって効率化ということではなくて、高齢化が進んでおられますので、歩いているいろいろな用事が済むということを中核概念といたしております。そこからデマンド交通に

よつていろいろな地域をネットワークで張るといふことを考へておりました。その集約にどれぐらい掛かるか。いきなり新しいびかびかのものを造るということではなくて、例えば廃校、休校になった学校の校舎をどう使うか、あるいは公共施設をどのように活用するか等々で、それは少ない費用でそういうようなコンパクトレゾを実現するということは私は可能であるし、志向していくべきものだと思っております。

ですから、今の、九百人の集落に十億円とおっしゃいましたでしょうか、そういうことを今考へておるわけではございません。

○松田公太君 それでは、この法案で形成するコンパクトレゾというものの、大體どのくらいの期間、地域の拠点として機能するということを考へて進められるのでしょうか。それとも永続的なものとしてこれはやるんだということなんですか。

○国務大臣(石破茂君) これは、そこへ住みたいという御希望がある方が限れば、これは永続させねばならないものだと思います。憲法論を振り回すことは危ないのですが、そこにおいては、やはり居住の自由というのは基本的人権の一部を成す概念だと考へておりました。その地域に住みたいという方があり、そしてそこにおいて小さな拠点を構成し、そしてそれをネットワークでいろいろな集落と結ぶことによつて、その集落に住みたいという方がおられる限りはこれは永続性を持つものでなければならぬし、そうでなければ意味がないものがございます。

○松田公太君 今年四月に内閣府の地方創生推進室から出された取組事例集、これを拝見させていただきます。その中には、例えば北海道奈井江町の小売店やコミュニティスペースをつくりましようとか、秋田県のお互いさまスーパーをつくりましようとか、神奈川県のお互いさま北町の、これもスーパーとかコンビニやカフェ、こういうものをつくりましようという話が並んでるんですね。スーパーやコンビニ、カフェと

いうと、何か私もビジネスチャンスがあるのかなと思つて一瞬びくつとしてしまふんですけども、ただ、こちらを考へますと、残念ながら人口減少に対するやはり対症療法的なものにすぎないんだな。単なるこれは過疎化の一時対策にすぎないんだらうというやつぱり印象を受けてしまふんです。

この本法案の大本の概要で示されていますのは、例えば、地域再生の拠点を形成し、生活サービスを提供するとか、農林水産業を振興するとか、集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保するとか、また生活サービスを提供する担い手を確保するとか、一体的な取組でありまして、コンパクトレゾというネーミングよりも、むしろレゾサービスと呼んだ方がいいのかなというふうにお思つておられるんですね。

ただ、取りあはずやろうとしておられることは分かるんです。ただ、繰り返しですけれども、この取組事例集で実際に紹介されているようなスーパーとか小売の出店、こういうものではやはり地方再生ができるとは到底思えないんですね。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですけれども、こういった取組事例にあるようなやり方、当該地域に例えばよそから人が集まつてきたりとか、産業や雇用が創出されたりとか、本当に地域の活性化が達成される、そういうようなものになるかと思つておられるでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それだけでできるとはもちろんです。ただ、優良事例というのか、そういうような事例集をお配りしたのは、やはりそういうものもあつてよというふうにお気付きをいただきたいという含意に基づくものではないかと。例えば、高根県だつたと思いますが、旧吉田村というのがあつて、それはなかなか気合の入つた地方みたいなところがございますけれども、そこにおいて、それでは、おいしいお米を作る、そしてそこにおいて本当に非常においしい卵を作る、それで卵かけ御飯というのは、これ一氣に有

名になつたお話でございますが、その地域地域においてやはりそこではないものというものを見出していただくことがなければ、その地域のにぎわいというものは生まれなと思つております。

ただ、そういうところにおいて、今まで企業誘致と公共事業によつてほかの持っている潜在的な可能性というものが引き出されてこなかった部分があるのではないだろうか。コンパクトレゾの取組というのは、それは、これから先、高齢化が進んでいく中であつて、でも、どうしてもその村に住みたいんだという方々のいるんな御希望をかなえるという、そういう現状維持的な側面というふうな側面と、両方やつていかなければ、それは地域を維持することも活力を維持することも難しいというところは事実でございます。

○松田公太君 その新しいものをやつていかなくちゃいけない、ある意味、ベンチャーみたいなものを立ち上げていく、そういう話になるかと思ひますけれども、このようなやはり中山間地域の話になりますと、私思ひ出すのは、二年前に欧州視察に行かせていただいたんですけれども、そのときに訪問したドイツのユーンデ村なんです。大臣も今うなずかれていらつしやいますので、もうお聞きになつたことがあるかと思ひますけれども、村の人口が約千人、そして面積の半分が農地、そして三分の一が森林と、そういう小さな小さな村なんですけれども、そのようなどこにでもあるような村が、当時はもう人口がどんどん減つてしまつて衰退する一方だつた。しかし、その村の近くにあつた大学、近くといっても何十キロと離れているんですけれども、そこを手を組んで、自給自足でエネルギーをつくるうと、こういう話が出てきたわけですね。

ただ、当時の、二〇〇〇年に制定されたドイツの再生エネルギー法では買取価格、FITが非常に低かつたということがあつて、採算なかなか取れないんじゃないかなという話があつたそうなん

んですけれども、それに対して、国や州政府に交渉して、約三分の一の建設費を出してもらつたということなんですね。それによつてでき上がったバイオガスのコジェネ、また木質ボイラー、そして各民家にお湯を引き込むような温水供給網、こういうものを整備しまして、結果的に村で使う以上の電力また温水をつくり出すことができるようになりまして、年間約一億円の収入を得ることができるようになつたと。平均しても、村民たちは、大抵油を冬の間たくさん使うわけですけれども、それも使わなくてよくなつたということ、温水の分が減つたということ、平均十万円ぐらいつつ家計も助かつたということなんです。

このプロジェクトが非常にいいなと思つたのは、やはりそうやつてお金を生み出すということだけじゃなくて、実際、村民の人たちの仕事、雇用にもつながつていったわけですね。ですから、例えば酪農の方が出される家畜のふん尿、これをベースとしてバイオガスができるわけですし、また、冬の足りない間は森林の間伐を行つてその樹木を使う、若しくは残滓、農家の方々が作られたもので残滓となつて残つてしまつたものをまたエネルギーとして使うということで、非常に村としてそういうエコノミーが回つて、運送業の方もこれ関わつてくるわけですから、非常に村としては大成功だつた。

私も当時、村長であつたりとか村民の方々、若しくは大学の教授の方々とお話をしたんですが、これはすばらしいサクセスストーリーだなというふうに思つたんです。もちろん、これが全部の村に、日本でアプライできると思つていませんけれども、やはりこのような、ある意味ビジョンを持った、長期的な夢のあるようなこういうプロジェクト、例えばこういう山間地域の方々、各地域によつて違うんでしょうけれども、平均年齢が七十歳、六十五歳ということかもしれません。そういう方々にとつても、一緒に何か立ち上がつてつくるやうなふうにするべきじゃないか

なというふうには私思ひますけれども、いかがでしょうか、石破大臣。

○国務大臣(石破茂君) 私、そのドイツの村は、実際に行つたことはいませんが、いろんな文献で拝見をしたことはございます。

やはりそこは、再生可能エネルギーでもまだコストを下げる余地は相当にあるのではないかと考へておりますし、たとえコストが高くてそこはサブシステムとして、やはりエネルギー需給といふものは決して原子力だけに頼るものではあるまいというところだと思つております。それが地方が果たすべき責任であり、私も日本国が世界に対して果たすべき責任だと思つております。

委員のお話を聞きながら、私がふつと思ひましたのは、よくこの例を出して恐縮ですが、鹿児島県鹿屋市の柳谷集落というのがございます。そこはもう集落としてどうしようもないと言われてきたのが、二十年ぐらひ掛けて集落できちんと稼げる村になつた。その自治公民館長さんがおつしやつておられたのは、補助金とかそういうものには一切頼つては駄目だというお話をしておられました。そして、鹿児島大学とコラボすることにより土着菌という菌をつくり、農産物の生産にも、あるいはふん尿対策にもそれを有効に活用して、サツマイモを作り、芋焼酎を造り、そして今はトウガラシを作つて韓国に輸出をしてい

先ほども申し上げましたように、例えば九百人の村に例へば十億とか使うのであれば、このユーンデ村のコジェネのシステムというのは大体五億円か六億円ぐらひでたしかできたというふうに思ひます。

ですから、そういう前向きな、永続的に、サステナブルになるようなものを考へて、私はそちらにお金を向ける方がいいのではないかなと。やつぱり全国五千か所の山間地域の村、これを全部救うということは私は難しい、無理だと思ひます。ですから、そういう観点で是非お考へいただきたいと、このように思つている次第でございます。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。先ほど石破大臣からポジネガ転換というフレーズが出ましたけれども、これは安全保障政策におきまして、ポジティブリストでずつとやつていきましたら抑止力これ高まりませんので、ネガティブリストにして、これだけはできない、そのほかは使うかどうかは分からないけれどもできることにすると、こういったネガティブリストには変えていかなくてはならないというふうに思ひますし、これは地方分権においても私はそうなんだろうというふうには思つております。

外交、防衛、教育の基本方針など、国がこれは絶対的に行つたこと以外には地方に落とすとしていく。これが、私は、国の力を弱めるのではなくて、かえつて、国が本来やるべきものというものは何なのかということをしつかりと考へてやることによりまして国の力を強めることになつていくというふうには思ひますので、これについては次回以降、聞いていきたいというふうには思ひます。

今日は、地域再生の観点から幾つか質問をしていきたいというふうには思ひます。

まず初めに、被災地の復興、地域再生、これは何としても成し遂げなくてはなりませんけれども、今年、国勢調査が行われます。市町村に対す





から先、東京の一極集中がこれ以上進むと国全体としてこれは非常に良くないと思います。そして、地方にこれから先ずつと人口減少が続くのも良くないと思います。

それは、企業というものと日本の国というものが別個に存在するわけではございませんで、日本の国あつての企業だと私は思っております。それぞれの企業企業が何をしていたか、それは国のために何をしていたか。それは国のために犠牲を払えとかそんなことを言っているのではなくて、地方に移転をしていくということが企業にとつても良いことではないだろうか。

その溜池にありますコマツの事業本社と小松市にありますコマツの事業所、同じコマツでも、婚姻率と出生率掛け合わせれば五倍違うわけでございます。ですから、地方に移転するというメリツトを考えた上でもなお東京に残っているのだというところであれば、それはなぜなのかを企業さんに御説明をいただきたいということを私はお願いをいたしております。それは是非民間と国と協働してやるべきものだと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。石破大臣のアイデアマンという一面を私先ほどから見せていただいておりますけれども、それをしっかりと企業にも説明、そして国民の皆様方にもこれが理解していただく努力というものは果たしていかなければならないと考えております。

その一面といたしまして、先日、本会議に石破大臣御答弁いただきましたことで、私、とつても心配なことがございますので、今日は永岡副大臣にもいらしていただきます。医療の側面について、介護の側面についても議論をさせていただきたいと考えております。

国として、地域における企業、そして人材育成を促進する施策を取り組むためにも、その移住する方や御家族にとつて重要となる教育、医療、介護などの生活環境というものを整備すること、これを自治体において進めていただくことが大切で

はないかという御意見であつたかと思ひます。

しかし、一方におきまして、皆様方にも資料としてお配りさせていただきましたけれども、さきの常会におきまして地域医療構想というものを立てる。これは、県が主導で、地域、特に都道府県で、ここにございませうに、様々な医療機関、今機能が見えにくいものを整備をし、そして、その人口の構成として疾病構成によつてどの病床がどれだけの必要なのかというものを算出した上で九百四億円という大きな基金を国が積みまされたので、それを都道府県に配り、適正化を図つてもらふ、大変大きな構想を今厚労省は始めたところでございます。

このような構想が行われている中で、実際に首都から様々、東京から様々な企業が地方に移転し、そして人口が移動していく。こういうことが既に構想の中として、この地域医療構想の中に入れていただくようお願いをされているのでしようか。でなければ、このままであれば、私どもが今、算出を社人研が多分しているんだと思ひますけれども、これから先、見えていくような人口構成の在り方と、これから我々が目指していくべき人口構成の在り方と、これ大きなギャップが生じてしまふと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 当然、そこは乖離が生じないよう自治体において御配慮いただかなければなりません。ここは、人口動態がこの後どうなるかというのは一番難しい予測なのでございませうけれども、そこは余り荒唐無稽なことを言われても困りますが、これくらい増えるべきだ、それは可能だというような、どちらかというところ堅めの見積りが必要だと思ひますけれども、これから人口動態がどのように変わっていくのかに合せて医療・介護体制はつくっていくべきで、そこに乖離が生ずるとその地域のいろいろな設計そのものが瓦解すると思ひます。

私どもと厚労省とよく連携をし、自治体ともよく連携をしながら、そこはそこのないようにして

いかなければなりません。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。では、永岡副大臣、そのような構想になつておられるのでしょうか。その現実的なところをお話しいただけますでしょうか。

○副大臣(永岡桂子君) 薬師寺委員にお答えいたします。

地域医療構想での必要な病床数というのは、都道府県間の整合性が確保される必要がございます。先ほど先生おっしゃいました社人研、これが取りまとめた日本の地域別将来推計人口におけます二〇二五年の地域別、性別、そして年齢階級別の人口を用いて推計することになっております。

しかしながら、委員おっしゃいますように、二〇二五年に至るまでの間には、先ほどの人口、地方版の総合戦略ですとか、あとは社会的な要因などがあつて、特段の人口移動などが生じていることを見込まれる場合には、見込まれそうでございますけれども、そうした状況には、その状況を踏まえて再度、設計、推計などを行うなどの適切な対応を検討しなければいけないということにならうかと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。ですから、社人研の予測を破ることがこの委員会の目的だと私は考えております。まず、そこから話を始めていかなければしっかりと戦略的な計画にはならないですね。

例えばの話ですけれども、私も子供がおりますけれども、じゃ、子供がいるときに小児科がそこにならなかつたら、そこに移転をしないです。じゃ、あなた単身赴任で行つてきなさい、それで終わります。学校が近くになかつたら、やっぱりちょっとこれは私たちが移転をするよりも、二、三年だつたらあなた行きなさいよ、一人でという話にもつながつてくるんじゃないかと、私自身体験から申し上げますとやっぱりそういうふう

療、介護、そして教育といったものをいかに戦略的にそこで整備をし、そして人を集めるための工夫を地域で行つていくか、これは大切な問題だと私考えております。

実は、国土交通省の国土交通政策研究所というところが子育てに適した居住環境に関する研究というものを行つております。この結論から申しますと、居住の環境の要素群で見ると、二十三区に居住していらつしやる方々は保育、教育、医療というものが重要だというふうな考へていらつしやる、市部、市町村として政令市というものにお住まいの方は緑であつたり町並みであつたり安全・安心というように、重要視するような要素というのが二十三区にお住まいの方と地域にお住まいの方、違ふんだという結論も出ていますね。

ですから、二十三区内にお住まいの方を地方に移住させるのであれば、まず保育、教育、医療、この三つは外せないというところは、これから統廃合されていくであろう小中学校のようなものも残さなきゃ、戦略的に残さなきゃいけない地域もあるかもしれない。今回、地域医療構想の中で集約されてしまふようなところも戦略的に残さなければならぬ。小児科だつたり産婦人科がない地域には、若い女性ももちろんのこと、子育て世代の皆様方も移住していただけないんじゃないか、そういう危惧も併せて、今回様々な施策というものを私は取るべきだと考えておりますので、是非そこは連携を厚労省の方とお願いをしたいと思います。

さらに、もう一点、医療という意味ではなく介護という意味においても、今回大変大きな動きがさきの常会でもございました。いわゆる地域包括ケアシステムというものでございます。地域ケア会議の中で、中学校単位を一つの町として医療、介護を充実させ、そこで一つ完結できるようなシステムをつくらうじゃないかという構想でございます。

このような地域包括ケアのシステムも、先ほどから議論になつております日本版のCCRCの間

題であったり、これから人口が様々移住したことによって、今考えているのと、また将来あるべき姿というものを考える、ちよつとここも違った姿になつていくんではないかと思ひますけど、大臣、御意見でございますか。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘の論点はそのとおりでございます。ですから、高齢者の方々がまだ要介護になる前から第二の人生は地方でということがあつてもいい。志を果たしていつの日にか帰らなくてはなくて、志を果たして帰るうよでもいいし、いわゆるキャッチアップ型のモデルというものは変えていかなければならないのだと思つています。

大体、アメリカでやがていつかはニューヨークに行きたいぞとか、ドイツでいつかはベルリンで一旗揚げるとかいう人は余りないんだそうで、その地域地域でやつぱり人生というものがきちんと実現することなので、そういうキャッチアップ型からは脱していかねばならないということとは根底意識としてあるわけですが、そうすると、そういう人が地方に移つたときに、そういう方々はまだ要介護じゃありませんから、支え手としてそこにおいて当面の間、寄与することになるだろう。じゃ、その方が高齢になつたらどうするのという問題を考えなければいけません。

そして、東京から地方に移住するというのがいつまでも続くはずはないのであつて、どこかで一つのフラットな点を迎えるんだらうと思つています。そうすると、東京の場合には、移りたいという男性の方が五十代の五割、あなた勝手に行きなさいよという女性の方が二割、三割は一緒に移つてもいいわねと、こういう話になるわけですが、そういうようなことだと、その方々の何割が移つていくことによつてどうなるのだからかという設計はきちんとしてないと、地域包括ケアシステムがそそぐを来すことになりかねないという問題意識は持つておられます。

御指摘を踏まえて、厚労省ともよく連携しながら、地域包括ケアシステムがワークするようにし

ていきたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 時間が参りましたので、最後お願ひに代えさせていただきます。

副大臣、今の大臣のお言葉あつたように、これからあるべき姿というものをしっかりと頭に入れた上で、地域包括ケアも、そして地域医療構想というものも立てていただきますようお願いを申し上げます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律案についてお聞きをいたします。

法案では、二から四ヘクタールの農地転用に係る国の協議を廃止するとともに、四ヘクタールを超える農地転用に係る権限について、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で都道府県知事に移譲することにしてあります。

地方からの要望を受けて法案化したもので、より地域に近くなるという面はあるかもしれませんが、他方、一方でどんな農地を転用できるといふことで、農地が守れるのかという意見も出ております。このような懸念にどう答えますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは何度か申し上げておりますが、規制緩和を行うものではございません。権限移譲を行うものでございます。

地方においていろいろな企業を誘致したい、そのためには農地転用が必要だ、しかしながらそれは四ヘクタールを超えている、国との協議ということをやっている間に時間が経過して企業が進出できなかつたというような例が幾多ございませぬ。そうしますと、その権限を都道府県知事、場合によつてはそれ以下の自治体に落とすことによつて時間の短縮というものを図ることができると思ひますが、それを野方図に農地転用を認めるということの意味するものでは全くございません。

関与を外すものではないと思ひますが、農地の総量確保あるいは自治体のスキルの造成、そういうものを図つていきながら、農地が壊滅が進まないように、それは今回の法改正におきまして最も留意した点の一つでございます。

○福島みずほ君 地域再生法の一部を改正する法律案についてお聞きをいたします。

そもそも地域再生制度は、地方が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するといういわゆるポトムアップ型の施策でした。しかし、増田レポートに端を発した安倍政権による地方創生は、これは、例えば地方公共団体においては、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するというふうになつております。既にコンサルに丸投げといった事態も指摘をされております。

こうした中、国の総合戦略において、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業などの地方拠点強化に係る事業を盛り込むことが規定をされました。言わば旧来型の企業誘致に頼る地方創生の手法でもあります。

大臣は、地域を非常に、全国回つてポトムアップでやろうとしているというのにも非常に見えるんですが、しかし、例えば里山などの地域資源を生かした地域の自主的、自立的な取組を支援するというスキームが事実上骨抜きになつてしまつたんじゃないか、国主導による地方創生ではないか、このことについて答えられるでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) いろんな御指摘は謙虚に承りながら、正すべきは正しいかねばならないと思つております。

いたところでございます。そこにおいて、国が押し付けとかそういうことはできるはずもございませんし、国がそのような形でやれと言つてそういうことになるわけでもございません。

その地域における産業界であり、あるいは学問に携わる方であり、あるいは金融に携わる方であり、そういう方々が御議論をいただき、PDCAをワークさせ、KPIを設定するというところにおいて、そこにおいて国が何かを押し付けるということには論理的にもならないものだと考えております。

○福島みずほ君 東京一極集中は正と言ひながら、一方で東京など大都市圏を国家戦略特区に指定しております。私は、国家戦略特区というのは新自由主義のものだと思つておりまして、規制緩和が入つております。私は地方出身ですから、地方はやつぱり社会民主主義的な価値観で、ポトムアップで共生社会とやらなければ生きていけない、新自由主義で地方は滅びると実は思つております。

その意味で、国家戦略特区の考え方と地方創生、一方で東京を国家戦略特区に指定しながら地方創生と言ふことは、これは矛盾しませぬか。

○政府参考人(若井英二君) お答え申し上げます。

今、こういった地方創生の関係と特区との関係ということについてのお尋ねでございます。

一三三

を引つ張っていくこととございますから、これは対象としております業種ですか考え方をそれぞれに整理して行っているものとございまして、当然に整合的に進めておるものとございます。

○福島みずほ君 ただ、国家戦略特区で労働法制の規制緩和をしたり、今度の法案の中に、例えば国家戦略特区で外国から家事労働者を導入するということなど、一方で労働法制を規制緩和するという面があると思うんですね。一方で、ある意味新自由主義的な手法を物すごく取りながら、一方で、地方創生は私も社会民主主義的な価値観でなければやっていけないと思ってるんですが、これは明確に矛盾ではないか。東京から新自由主義で、それで全国展開、東京から発信していくことと哲学が矛盾しているのではないかとどうふうに思っております。

次に、二〇二二年改正法で、コミュニケーション再生のノウハウを蓄積したNPOや社会福祉法人を対象に地域再生推進法人制度が創設をされました。二〇一四年改正法で、営利を目的としない法人が削除をされました。今回の法改正で再度文言を復活されております。二転三転しているのはなぜでしょうか。一貫していいのではないですか。

○政府参考人(内田要君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、平成二十六年の、昨年の臨時国会でございますが、改正におきまして、まちづくり会社など、町づくりの担い手として活動している例が大変有用だということで、営利法人を一部追加いたしました。その際、非営利法人を削除したのとはございまして、まちづくり法人として活動実績のあるNPO法人、一般社団、一般財団ということで非営利法人を整理させていただいたわけでございます。

それで、今般の改正でございますが、小さな拠点の形成に、例えば高齢者福祉施設を営む社会福祉法人でございますとか、あるいは農業に携わる農協というのが地域の生活サービスの担い手ということで大変有用である、重要であるという実態を踏まえまして、改めて範囲の見直しをさせていただいたところでございます。

○福島みずほ君 消費者の権利という観点から、パーソナルデータ、ビッグデータ、マイナンバーなどについてお聞きをいたします。匿名加工情報についてとりわけお聞きをいたします。匿名加工情報とは、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいふ」とされております。匿名加工情報の第三者提供に関する内閣官房、消費者庁の見解はどうでしょうか。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、個人情報保護法上、個人情報は特定の個人を識別することができるということが要件の一つになっておるところでございます。今回の法案におきます匿名加工情報は、個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ元の個人情報を復元することができないようにしたものとございます。したがって、個人情報には該当しないものとございます。

今回の法案におきましては、消費者保護にも配慮をいたしまして「データの利活用による新事業、新サービスの創出を促進する」という観点から、新たに匿名加工情報を定義をいたしまして、委員会規則に基づく適正な加工とか、加工に関する情報等の安全管理措置などの一定の条件の下におきまして、本人の同意なく第三者に提供できるようにするものとございます。

消費者保護にも配慮しながら、自由な情報の流通、利活用が促進されることを期待しているところでございます。○政府参考人(服部高明君) お答えさせていただきます。匿名加工情報は、個人情報に誰に関する情報であるか分からないように加工し、本人の権利利益の侵害のおそれを低減したものと承知しており、

その前提において消費者の権利利益を害するものではないと考えております。また、改正法案では匿名加工情報の作成方法や安全管理措置の基準等が個人情報保護委員会規則で定められることになっておるところ、消費者庁としては、匿名加工情報に係る制度設計が消費者の理解を得られるものとなり、消費者の安心、信頼を損なわないよう運用されることが重要であると認識しております。

法改正後は、新設される個人情報保護委員会が個人情報保護法を所管することとなりますが、消費者庁としても、同委員会と連携しつつ、消費者の利益の擁護及び増進を図るべく必要な取組を行ってまいりたいと考えております。○福島みずほ君 消費者の立場からすれば、自分のデータをビッグデータにしてそれを売買するということとは予想してないと思うんですが。そんなこと頼んでいないし、そんなこと同意してないよというのが消費者の立場ではないでしょうか。

JR東日本と日立製作所の連携による四千三百万枚のSuica情報売買問題に関して、国土交通省はどのような注意、指導を行っているのでしょうか。○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げます。御指摘の平成二十五年六月のJR東日本の事案でございますが、JR東日本によりまして、Suicaの旅客流動に関するデータの中で、氏名、連絡先、Suica番号等を削除して、個人が特定できないような加工をした上で日立製作所に提供したということでございましたが、国土交通省としては、利用者への不安を惹起するおそれのあるデータの提供につきましては個人のプライバシーに配慮して慎重かつ丁寧な対応を行うことが望ましい旨の指摘を行っております。○福島みずほ君 このSuica情報売買は、現行法において、適法なんでしょうか違法なんでしょうか。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げます。事案の発生当時、Suicaに関するデータにつきましては、氏名、連絡先、Suica番号等を除くことなどによりまして、個人が特定できないよう加工した上で日立製作所の方に提供されたものだというふうに承知をしているところでございます。

個人情報保護法上、個人情報とは、特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができることとなる個人を識別することができることとなるものを含むというふうに規定をしているところでございます。

他の情報と容易に照合できるかどうかにつきましては、当該情報にアクセスできる者の範囲、アクセス制限の技術的な措置等を踏まえて総合判断をする必要がございます。御指摘の事案につきましては直ちに違法性があるとは言いえないということ、このような事案につきまして、JR東日本を始め、グリーンゾーンとして対応が困難という意見があるところでございます。

したがって、現在、匿名加工情報という新たな類型を設けることといたしまして、法改正案を国会で御審議をいただいているところでございます。○福島みずほ君 個人情報保護法の今回の改正案にも、大きく匿名加工情報についてできるというふうになっておるんですね。これは消費者の権利という観点から極めて問題ではないか。

例えば、Suicaの情報は、池袋駅に夜六時に降りた人が二十代、三十代、四十代、男女別でどうで、どこから来ているかというのが全部分かるわけですね。こういう情報って物すごくビジネスチャンスになるので、そういうことはSuicaを購入するときには考えていないが、自分の情報があらゆるビジネスに使われると、自分の承諾なくして、そんなことを、申し込んだときに同意なんかしていないよというのは多いと思うんで

その前提において消費者の権利利益を害するものではないと考えております。また、改正法案では匿名加工情報の作成方法や安全管理措置の基準等が個人情報保護委員会規則で定められることになっておるところ、消費者庁としては、匿名加工情報に係る制度設計が消費者の理解を得られるものとなり、消費者の安心、信頼を損なわないよう運用されることが重要であると認識しております。法改正後は、新設される個人情報保護委員会が個人情報保護法を所管することとなりますが、消費者庁としても、同委員会と連携しつつ、消費者の利益の擁護及び増進を図るべく必要な取組を行ってまいりたいと考えております。○福島みずほ君 消費者の立場からすれば、自分のデータをビッグデータにしてそれを売買するということとは予想してないと思うんですが。そんなこと頼んでいないし、そんなこと同意してないよというのが消費者の立場ではないでしょうか。JR東日本と日立製作所の連携による四千三百万枚のSuica情報売買問題に関して、国土交通省はどのような注意、指導を行っているのでしょうか。○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げます。御指摘の平成二十五年六月のJR東日本の事案でございますが、JR東日本によりまして、Suicaの旅客流動に関するデータの中で、氏名、連絡先、Suica番号等を削除して、個人が特定できないような加工をした上で日立製作所に提供したということでございましたが、国土交通省としては、利用者への不安を惹起するおそれのあるデータの提供につきましては個人のプライバシーに配慮して慎重かつ丁寧な対応を行うことが望ましい旨の指摘を行っております。○福島みずほ君 このSuica情報売買は、現行法において、適法なんでしょうか違法なんでしょうか。

すね。極めて匿名加工情報をビジネスに利用することは問題ではないか。

マイナンバーにおいても、一つ、年金のただ漏れ問題もそうですが、一つは今回医療情報も入っています。今回マイナンバーの中に特定健診とそれから予防接種が入っているんですね。でも、特定健診も予防接種も自分では持っているんですよ、その情報を。何でそれがマイナンバーに乗っかっていくのか、それが漏れたらどうなるのか。

○委員長(西田昌司君) 福島みずほ君、時間が来ていますので、おまとめください。

○福島みずほ君 はい、分かりました。

漏れたらどうなるのかという問題と、それからそれがビッグデータとしてなると、今後それが特定健診でも心電図や血液や全部入りますので、今後医療情報に広がるとそれがビジネスに使われる。それから個人のデータが漏れると大変なことになる、その二つが極めて問題だと思えます。またこの点については厚生労働委員会などでも質問させていただきます。

以上で終わります。

○平野達男君 平野達男でございます。

今回の地域再生法の一部を改正する法律案に関連して、まず何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

小さな拠点の形成ということで、概念的には、考え方は分かっています。分かっていますが、この今回の地域再生計画の認定でありますとか様々な施設整備計画というのは、これは私が農水省にいたときにやっていた農村総合整備モデル事業とかミニ総パとか、全く基本的には考え方は同じなんです。今回また箱物かという感じは正直言ってしまう。そこは、あとは地域が自分で判断できるようにから、計画が上がってきて認定するというところで、するかどうかというのはこれからの作業になると思えます。

先ほど松田委員が質問された点は、非常に私大事だと思えます。これ一体、何地区やるのかという話なんです。これ先に百地区当初採択して、

その次の年にまた百地区、そしてまた百地区。そうすると、単年度事業で終わらせませんから、これ、すだれと言いまして、どんどんどんどん増えているんです。増えているって、予算がどんどんどんどん増やさないとい計画どおりの事業ができないんです。ここを事務方としてはちゃんとチェックしておかないと、こういう法律でこういう計画を作るとはいいんだけれども、もしこういうもの、事業がいいとなったら、俺のところもやりたい、俺のところもやりたいと、そこに国会議員がまた入るから、これは結構大変なことになりかねないかもしれない。あるいは、全然、これ財政負担が伴うから嫌ですと言いかもしれません。ただ、私は前者の方を心配するんで、この今回の全体の枠組みの中で何地区やりますかということ、それから、その後をどうするかということについてはきちっとこれシミュレーションしておくことをこれは元農村整備事業の担当者の経験者としてサジェストをちょっとさせていただきます。

その上で、私はこれは多分モデル的にやるんだろうとは思いますが、最終的には、こういった交付金とかなんとかいっても、基本的には補助金です。今、私は、自治体が最終的に求めているのは、地域再生法というのを計画を作りましたですね。計画を実現するためにどういう形の補助金を求めるか、新たな交付金を今検討されているとお聞きしました。一括交付金、民主党のときにつくりまして、あれ私、制度設計私をやったんですけれども、考え方は良かったと思えます。ところが、各省の影響力を遮断する努力をちょっと怠ったために、配分を、各県の自治体の意向と配分するときにどんどんどんどん中央省庁から言っちゃったものですか、そんなに中央省庁から言われるならやめたみたいな話になっちゃって、結果的に効果はうまく発現できなかった。それから、復興では効果促進事業ということで、またこれ別なちよっと交付金をつくっています。これも、ただ、使いづらいつわられていて、

いろいろなことを、それを踏まえた上で是非制度

設計やられたらいいと思うんですが、私は最終的には、計画が一つありますから、どうせやるんならば特別交付税みたいな形で交付金の枠を設定して、あとはその交付金をどのように配分するかを五年なら五年、十年なら十年やると宣言して、この中で将来の人口減少社会に備えた準備をやってくださいと思えます。どうせこれは自治体にとっては本当にいいと思えます。どうせこれは自治体が自分で考えるしかない面がたくさんありますから。ただ、そのときに、こういうせつかくの枠組みを用意したんで、あとは補助金の特別交付の枠、繰り返しになりますけれども、交付金という形じゃなく、一般の補助金という名前を変えた交付金じゃなくて、本当の地方交付税交付金、嫌ならば創生交付金と考えて、配分枠の方法をこれから十分検討した上でどう渡してしまおう、その代わりそれは何に使ってもいいというふうな形にした方がずつと親切ではないかと思うんですが、ここに對しての石破大臣の御感想というか、御意見をちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○国務大臣(石破茂君) 先生、多岐にわたって論点を御提示いただきまして誠にありがとうございます。

これは、ハードを一生懸命やろうというかつての、私も随分とこういうのもやりましたが、整備事業というふうなものも考えているわけではございません。むしろソフトというものを重視をしながら、農村総合整備モデル事業というのとは違う観点でやってみようかと思っております。

もちろん、地域地域において農業の生産性を上げる、コストを下げる、それによって地域を創生するということも入った場合にはこういうものもございませうが、むしろハードでいっているものではございませうなことを企図しているものではございませうなことがございませう。その次に、じゃ、補助金でどうだ、交付税でどうだというのを考えたときに、補助金でございませうと、その地域地域にびつたり合ったものとは限らな

い。どちらかというと、自治体としてはできるだけ大きなもの、補助率の高いもの、自己負担の低いものというものに傾斜しやすくして、それがどのような効果を発現したかについては、どうも残骸というか墓標というか、そういうものが全国にたくさんありますねという反省を持っておりまして、一方におきまして、交付税という形になりますと、それがどうしても結果平等を志向するものになりますので、努力がその分評価されるかという、決してそうではない面を交付税は持っているという一面がございませう。もちろん、地方の固有の財源でございませうが、むしろ、私といたしましては、その地域において定められた目標というものを設定をし、それに向けて努力をする、あるいはそこにおいて検証というものがきちんと言われる、それを前提として自由に使える交付金というものを設定するというやり方を今回は取ってみたいと思っております。もちろん補助金がなくなるわけではございませう。交付税制度は残ります。しかしながら、その隘路といえますか、その隙間というものを埋めるような形の新しい交付金の設計を今行っておるところでございませう。

○平野達男君 農村総合整備モデル事業をつくったときは、まだまだ農村の社会資本整備が遅れているということで、整備しようというところでやりました。今回はやっぱり拠点ということで、概念は違うというのはそのとおりだと思います。ただ、こういうハード物となりますと、どこかでやりませう、別の町の方では、何でおらほの方でやらねえんだみたいな話になりかねないということも、ちよっと頭の中に置いてやっていたところとが大事じゃないかということでありませう。

それから、次の質問に移りますけれども、今日、介護の問題とか、あるいは地域包括ケアの問題とか、これからの人口減少社会に合わせて地域の高齢化率が非常に上がっていくという中で、やはり当然のことながら介護ということも大きなテーマになると思うんですが、その介護に行く前に、

まだ元気な高齢者ということについてちよつと質問をさせていただきたいというふうに思います。このことは予算委員会でも石破大臣に質問をさせていただきましたけれども、私は、本当に高齢者の方々の生きがいというものをどうやってつくり上げていくかといったら、中山間地域はやっぱり農業なんです。いまだにやっぱり中山間地域の農業を支えているのは、今この時点でやっていますのは六十歳、六十五歳以上、あるいは場合によっては七十歳を超えています。

この間、私が中山間地域を歩いていたら、平野さんにどうしても話聞きたいことがあるからこつちへ来てくれと言つて、二十分ぐらいつつと立ち話で、延々とその方が、私はこの地域で農業に対してどれだけ貢献してきたか、自分で今スコップを持って畦畔の整備してましたけど。別れ際、何歳ですかと聞いたら、八十六歳と言われたんですね。まあこれは、この方はかなり元気な方ですから特異な例なのかもしれませんが、いずれにせよ、高齢者の方が頑張っている。

ところが、今の米作り農政一つ取つてみれば、例えば減反政策から国は撤退します、もう全部自由にお任せしますと。結果として、今過剰米も抱えていますから、米価が非常に下がっているのは御承知のとおりです。今の農政は、今の特に米作りに関して見ますと、米を作れる人が作つてくれれば良いという方向にやっぱり転換しているようにしか見えません。

その一方で、高齢者の方々が、割合がどんどん増えていく。今高齢化率が全国平均で二五％とか二六％と聞いていますが、中山間地域ではもう三〇％、三五％になっている。これはまた四割くらいになるかもしれないです。その方が元気でまだ意欲を持っているという状況で、どういう形でそこで過ごしていただくかということであれば、意欲を持っている高齢者に対してはほとんど仕事をしていたらだましようというところが、実はこの地域創生のここ二十年、二十年間の一つの課題になるはずなんです。その観点がちよつとない

というのが、今の実態とちよつと違っているんじゃないかなということ。特に、私は、農業政策で今農水省がやるうという政策と今実際に中山間地域で起こっているという状況の中では、やっぱりそこがあると思います。

これは、石破大臣の現場感覚で、本当に今の農政という進め方と、今、現実問題としては、地域創生、地域再生をやるうとしている、そしてその中で、高齢者の割合が増えていくという状況の中でどうい農業政策を取つていけばいいかということ。是非再検討をしていただきたいと思つて、御見解を伺いたいと思つています。

○国務大臣(石破茂君) この点はもう随分前から委員とも議論をしてまいりました。

私、農業は経験の産業でございますから、高齢者の方々がその豊かな経験を基にいいものを作つていただけるということの価値は決して否定をいたしません。それはほかの産業と違うところだと思つております。

ですから、農業における高齢者の果たすべき役割というものは、決して、高まることはあれ、低くなることはないということは事実でございます。が、基幹的農業従事者の平均年齢というのとは、かくもうずつと十年ごとにスライドしてきて、今が六十七歳ぐらいだと思つています。十年前は五十七歳で、二十年前は四十七歳という話ですから、このまま延ばせば、あと十年たつと七十七歳になり、二十年たつと八十七歳になりといううなことで、人間は不老不死ではありませんから、どこかではたつとなくなるといふことがこのままいけば起こるわけで、高齢者の方々に農業をお願いするというのはこれから先もやっつかねばならないことだと思つています。環境の整備もしなきゃいけません。

ですけれど、二反であれ三反であれ初期投資に七百万円ぐらい掛かるものを、じゃ、その高齢者の方々の後継ぎたる方々がやるうとするだろうかと、それだけの投資をしてやるだろうかと、そしてまた、先祖伝来というか農地解放以来というか、

そういうような土地についてのそれだけの愛着を持つてあるうか。あるいは、大体連担しておりますから、自分が田んぼを粗末にするともんなに迷惑を掛けるうというような意識をその世代の方々もお持ちになるだろうかと、それは違うのではないかと感じを私は持つております。

高齢者の方々に活躍していただくということと併せて、それがどうして次の世代に受け継がれるかということ、所有と経営の分離も念頭に置きながら、新しい設計が必要だと私は考えております。

○平野達男君 このことについては前の予算委員会でも若干申し上げたことなんです。大体そういう中山間地域の農家というのは後継者がいない人が多いんですよ。例えば、和牛の繁殖農家でも岩手県なんかでは家族農家でやられている方が多くて、今、子牛価格が非常に高いから、やめようと思つたんだけど今はまだ繁殖をやっている農家がいるんですけど、その農家も大体後継者がいないんですよ。いないんですけれども、大事なことは、これから団塊の世代もまた六十五歳以上に入つてきますけれども、まだ農業をやりたいと思つている人が結構いるということなんです。その人たちに對する視点を忘れてはいけないことだと思つております。

ところが、今の農業政策というのは、先ほど言ったようにしか私の目から見ても映らない。誰かが作つた、要するに、七百万トンなら七百万の米の需要がありますから、それは誰が作つてもいいです、作れる人が作つてくださいます。多分中山間地域はもたないんだらうと思つてます。そこに多分補助金を付けるというのなかなか難しいと思つてんですけど、少なくともどういメッセージを送つていくかと。

この地域再生の中では、この高齢者と、それからもう一つ、今日は時間がないから触れませんが、基幹的農業従事者のもう半分近くは女性なんです。だから、女性の役割というのをどのように位置付けるかということも、是非、これからの地域

再生の中で、計画を作つていく中では、是非議論を積極的にこちらから出すことをやっていただくことをお願い申し上げまして、時間になりましたので、私の質問を終わります。

○委員長(西田昌司君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

一、地域再生法の一部を改正する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

- 目次
第一章 文部科学省関係(第一条)
第二章 厚生労働省関係(第二条―第六条)
第三章 農林水産省関係(第七条―第九条)
第四章 経済産業省関係(第十条―第十六条)
第五章 国土交通省関係(第十七条―第十八条)
第六章 環境省関係(第十九条)
附則

第一章 文部科学省関係
(学校教育法の一部改正)
第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び中等教育学校」を、「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。
第二章 厚生労働省関係
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律の一部を改正する。

律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「二年」の下に「（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合に於ては、当該条例で定める期間）を加える。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合には、指定都市の長。第六条の二及び第十条第二項において同じ。）に改める。

第六条の二第一項中「者は、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十条第二項中「に」を「いずれかに」に改め、「以内に」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十五条の三中「その店舗」を「その店舗に、市長」を「市長」に、「第十七条第二項」を「とし、特定毒物研究者に於てはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合には指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「及び第四項」を削り、同条第六項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を、「処分」の下に「（指定都市の長に對しては、同項の規定に基づく処分に限る。）」を加える。

第二十条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第二十一条第一項中「毒物若しくは」を「毒物又は」に、「又は特定毒物使用者に」を「に於てはその主たる研究所の所在地の都道府県

知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合には、指定都市の長）に、特定毒物使用者に」に改め、「あつては都道府県知事に、」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条第四項中「その店舗」を「その店舗に、第二十三条の三」とあるのは「を」とし、特定毒物研究者に於てはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合には指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは「。第十七条第二項及び」に改め、「第十九条第三項」との下に「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」と加える。

第二十三条の五中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二十五条第三号中「第五項で」を「第五項において」に改め、同条第四号中「第五項で」を「第五項において」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第五号中「第五項で」を「第五項において」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第六号中「同条第四項で」を「同条第四項において」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「翌年」を「翌々年」に改める。

第二十四条第十一項中「前各項」を「前項に、厚生労働大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に、「場合」には「を」ときは「に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

第二十四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加

える。

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

第三十条第四項中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項又は第十二項」に改める。

第三十一条中「左に」を「次に」に改め、同条ただし書中「但し、第二十四条第十一項」を「ただし、第二十四条第十項」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項」に改める。

第六十二条の二中「第二十九条」を「第二十四条第十二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十九条」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第五条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「区長」の下に「次条第二項及び」を加える。

第八十三条第一項中「第三十九条の三第一項」を「次条第二項及び第三十九条の三第一項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第三章 農林水産省関係

（農地法の一部改正）

第七条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文を次のように改める。

農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮し

て農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

第四条第一項第二号中「都道府県」を「都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）」に改め、同項第七号中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を「（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議）」を削り、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該當するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）」を削り、同項第一号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第四項中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「（これら

の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣との協議）」を削り、同条第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

平成二十七年六月十日 【参議院】

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

第二十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会

に改める。

第四十九条第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に、「これ」を「その旨」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第五十条の見出しを「報告」に改め、同条中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に、「徴する」を「求める」に改める。

第五十一条第一項、第三項及び第四項中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十八条第一項中「第六十三条第一項第四号」を「第六十三条第一項第二号から第四号まで」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定市町村の長」を加える。

第五十九条第一項第一号中「第四条第一項」の下に「及び第五項」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号中「第五条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同条第二項中「前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該」を「次に掲げる市町村の」に、「同法」を「地方自治法」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第四条第一項及び第五項の規定により指定市町村の長が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）
- 二 第五条第一項及び第四項の規定により指定市町村の長が処理することとされている

事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

三 前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合における当該市町村の当該事務

第六十三条第一項第二号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「指定市町村を除く。」を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

附則第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「地域整備法」を「農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（第三号において「地域整備法」という。）」に改め、「第四条第一項」を削り、「同項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第三号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「第五条第一項の政令」を「政令」に改め、同項第四号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）  
第八条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。  
第三条の二第三項中「前項第二号」を「前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三

項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
第三条の三第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第六十六条第三項中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたもの」を「同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。」に改める。

第十五条の二第一項中「都道府県知事」の下に「農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。  
第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「指定市町村の長を除く。」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の一項を加える。  
9 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三及び第十五条の四中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。  
第十七条中「農林水産大臣及び都道府県知事」を「都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長」に、「農地法」を「同法」に改める。  
（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）  
第九条 特定農山村地域における農林業等の活性化

化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。  
第四条第八項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

第八条に次の一項を加える。  
6 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは、「要件及び次項第一号に掲げる要件に該当する場合にあつては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、第四項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは、「第二号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは、「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよう」とあるのは、「を定めよう」とする。

第四章 経済産業省関係  
（火薬類取締法の一部改正）  
第十九条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十七條の三」を「第五十七條の四」に改める。  
第四十三條第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長」に改める。  
第四十九條の二中（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。  
第五十二條第四項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。  
第五十六條の二の見出し中「都道府県」の下

に改める。

に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。  
第五十七条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。  
第四章中第五十七条の三の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第五十七条の四 第二章及び前章第一節(第三十一條第三項及び第五項、第三十一條の二第一項、第三十一條の三第一項及び第三項並びに第四十三條第一項を除く)並びに第四十五條の三の十、第四十六條第二項、第四十七條及び第五十二條(第四項を除く)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(採石法の一部改正)

第十一條 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一號)の一部を次のように改正する。  
第三十二條の二第二項中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十二條の四第一項中「第三十二條の二第一項の申請書を提出した」を「第三十二條の登録を受けようとする」に、「当該」を「第三十二條の二第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七號)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という)。

第三十二條の四第一項に次の一号を加える。  
七 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
第三十二條の六第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。

第三十二條の十第一項第一号中「又は第四号」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に改め、同項第二号中「第三十二條の四第一項第五号」を「第三十二條の四第一項第六号」に改める。

第三十二條の十三第二項中「第三十二條の四第一項第五号口」を「第三十二條の四第一項第六号口」に改める。

第三十三條の十七の次に次の一条を加える。  
(都道府県知事への通報等)

第三十三條の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域において採石業者が第三十三條の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めるとき、又は第三十三條の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならぬ。

2 都道府県知事は、第三十二條の十第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画(当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る)について第三十三條の認可をした指定都市の長に通報しなければならぬ。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第十二條 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四十四號)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七十九條の二」を「第七十九條の三」に改める。

第七十八條の四の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市(地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。第七十九條の二及び第七十九條の三において同じ)の長」を加える。

第七十九條の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、第五章中同條の次に次の一条を加える。  
(大都市の特例)

第七十九條の三 第二章及び第三章(第二十九條第三項、第二十九條の二第一項、第三十條、第三十一條第二項並びに第三十一條の二第一項及び第三項を除く)並びに第三十九條の十一、第四十九條の三十(第四十九條の三十三

第二項において準用する場合を含む)、第四十九條の三十五、第五十六條の四第三項(第五十六條の六の十四第四項及び第五十六條の八第三項において準用する場合を含む)、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條、第六十四條、第六十五條第一項及び第七十四條の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適當であるものとして政令で定めるものを除く)は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。  
第七十條の七第二項第一号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改め、同項第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に、「経済産業大臣の」を「経済産業大臣(同法第十六條の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事)の」に改め、同条第三十一項中「経済産業局長」の下に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六

條の規定に基づく政令の規定により円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事。次項、次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十條の七の四第十六項及び第十七項において同じ)を加える。

第七十條の七の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第九十八條の表の都道府県の項中「及び第七十條の六の四第十八項」を「第七十條の六の四第十八項、第七十條の七第三十一項及び第七十條の七の二第三十一項(第七十條の七の四第十六項において準用する場合を含む)」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第十四條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に改める。

第六條第一項中「第四條第一項の申請書を提出した」を「第三條の登録を受けようとする」に、「当該」を「第四條第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七號)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という)。

第六條第一項に次の一号を加える。

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
第八條第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。  
第十二條第一項第一号中「又は第四号の規定」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に

改め、同項第二号中「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第六号」に改め、「の規定」を削る。

第十五条第二項中「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第六号」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第四十条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第四十一条第二項中「前条第六項」を「第四十条第六項」に改める。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第十六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第十六条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第五章 国土交通省関係

(建築基準法の一部改正)

第十七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「によつて」を「により」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「による同意

を得た場合において」を「により協議して」に、「市町村の」を「当該市町村の」に改める。

第八十条を削る。

第八十条の二第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第八十条とする。

第八十条の三中「一に」を「いづれかに」に改め、同条を第八十条の二とする。

第八十三条中「外」を「ほか」に改め、「委員の」の下に「任期」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとす。

第九十七条の三に次の一項を加える。

4 特別区が第四条第二項の規定により建築主事を置こうとする場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、その同意を得なければ」と、同条第四項中「により協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。

(都市計画法の一部改正)

第十八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとする場合(国土交通大臣の同意を要する場合を除く。)にあつては、当該区域区分により市街化区域に定められることとなる土地の区域に農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれるときに限る。

第六章 環境省関係

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第十九条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関

する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十六条」に、「第三十四条」を「第四十二条」を「第三十七条」を「第四十五条」に改める。

第三十五条の見出し中「国」の下に「及び都道府県」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならない。

第四条第二項中「国」の下に「及び都道府県」を加える。

第十八条中「主務大臣は」を「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

第二十八条第二項中「主務大臣は」を「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による指導又は助言をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

第二十九条の見出し中「及び立入検査」を削り、同条第一項中「次項」を「次条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

3 第一項の規定による報告の徴収(前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る)は、特定特殊自動車

排出ガスによる大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合にを行うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定により特定特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第四十二条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十条中「第三十四条、第三十七条又は第三十八条」を「第三十七条、第四十条又は第四十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条を第四十二条とする。

第三十八条第五号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条第六号中「第二十九条第一項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同条第七号中「第二十九条第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十七条を第四十条とし、第三十四条から第三十六条までを三條ずつ繰り下げ、第五章中第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条第一項第一号中「第十八条」を「第十八条第二項」に、「命令並びに」を「報告」に、「及び同条第二項」を「(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項」に改め、「(限る。)」の下に「及び同条第四項の規定による報告」を加え、同項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指導及び助言」を「報告」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(主務大臣と都道府県知事の連携)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの法律に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加

える。

(立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第一項の規定による立入検査(前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。)は、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による立入検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(関係都道府県知事に対する通知等)  
第三十一条 主務大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、関係都道府県知事に対して、通知その他の情報の提供のために必要な措置を講じなければならない。

一 第十条第四項の規定による公示をしたとき。

二 第十二条第三項の規定による承認をしたとき。

三 第十三条の規定による命令をしたとき。

四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。

五 第十五条の規定による公示をしたとき。

六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。

七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)をしたとき。

九 前条第一項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)をしたとき。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四項の改正規定に限る。)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。)、及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十条の改正規定を除く。)、の規定並びに附則第四條及び第六條から第八條までの規定 公布の日

二 第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定を除く。)、及び第十四条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

た日  
三 第十条及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日  
四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第九条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号の改正規定に限る。)、の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
五 第十二条の規定及び附則第十一条の規定 平成三十年四月一日

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)、の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。  
(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 この法律の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた第六條の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))に係る認定(同日において有効期間を経過していないものに限る。))については、同日において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた第六條の規定による改正前の法律第三条第一項の規定によりされた有効期間の定めがない保育所に係る認定とみなす。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 都道府県知事が第十六条の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下この条において「新経営承継円滑化法」という。)、第十六条の規定に基づく政令の規定により新経営承継円滑化法第十二条第一項の経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経済産業大臣又は経済産業局長が第十三条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)、第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の四第三十六項において準用する場合を含む。)(以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。))に規定する納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があったことを知り、かつ、同日前に旧租税特別措置法関係規定による通知をしていないときは、同日において当該都道府県知事が当該事実があったことを知ったものとみなして、第十三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。))第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の四第三十六項において準用する場合を含む。の規定を適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)  
第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。))の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた有効期間の定めがない保育所に係る認定とみなす。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 都道府県知事が第十六条の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下この条において「新経営承継円滑化法」という。)、第十六条の規定に基づく政令の規定により新経営承継円滑化法第十二条第一項の経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経済産業大臣又は経済産業局長が第十三条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)、第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の四第三十六項において準用する場合を含む。)(以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。))に規定する納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があったことを知り、かつ、同日前に旧租税特別措置法関係規定による通知をしていないときは、同日において当該都道府県知事が当該事実があったことを知ったものとみなして、第十三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。))第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の四第三十六項において準用する場合を含む。の規定を適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)  
第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。))の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際

現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)  
 第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第八條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
 (地方自治法の一部改正)  
 第九條 地方自治法の一部を次のように改正する。  
 別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第二号及び第三号中「都道府県」

を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同表麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の項中、「第二十九條」を「第二十四條第十二項(第一号に係る部分に限る)」、第二十九條に改め、同表租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「及び第七十條の六の四第十八項」を「第七十條の六の四第十八項、第七十條の七第三十一項及び第七十條の七の二第三十一項(第七十條の七の四第十六項において準用する場合を含む)」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の項中「法律の規定により都道府県」の下に「又は指定市町村」を加え、同項第一号中「第七條第四項第二号」を「第七條第四項第一号」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号中「第七條第四項第五号」を「第七條第四項第四号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 第七條第十三項(第八條第四項において準用する場合を含む)において読み替えて準用する第七條第九項第一号(第八條第四項において準用する場合を含む)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るもの)に

限る。  
 別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項各号中「市町村」の下に(指定市町村を除く)を加え、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。  
 (農業委員会等に関する法律の一部改正)  
 第十條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
 第三條第五項中「で同法第二十三條第一項の規定による協議が調つたもの」を「同法第二十三條第一項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調つたものに限る。」に改める。  
 (石油コンビナート等災害防止法の一部改正)  
 第十一條 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第四十一條第一項中「第一種事業所」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九條の三の規定により当該第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ)」を加える。  
 (農業経営基盤強化促進法の一部改正)  
 第十二條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 第六條第二項第六号イ中「で同法第二十三條第一項の規定による協議が調つたもの」を削り、「区域を除く」を「ものを除き、同法第二十三條第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調つたものに限る」に改める。  
 (優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)  
 第十三條 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める。  
 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)  
 第十四條 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十五條中「が津波避難対策緊急事業計画」を「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四條第一項に規定する指定市町村を除く)が津波避難対策緊急事業計画」に改め、「当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農林水産大臣」を削り、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を「同法」に改める。  
 (景観法の一部改正)  
 第十五條 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。  
 第五十八條第一項中「都道府県知事は」を「都道府県知事等」に改め、「第十五條の二第一項の下に」に規定する都道府県知事等をいう)は、同項」を加える。

(地域再生法の一部改正)  
 第十六條 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
 第十七條の二に次の一項を加える。  
 5 認定市町村が農地法第四條第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。  
 (農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)  
 第十七條 農山漁村の活性化のための定住等及び

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)  
 第十七條 農山漁村の活性化のための定住等及び

地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第七條に次の一項を加える。

6 市町村が農地法第四條第一項に規定する指定市町村である場合における第四項の規定の適用については、同項中「農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければ」とする。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第十八條 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第七項中「都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事等（同法第四條第一項に規定する都道府県知事等という。以下この項及び第七條第五項において同じ。）に、「都道府県知事は」を「都道府県知事等は」に改める。

第七條第五項中「都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十九條 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

5 認定市町村が農地法第四條第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「係る」とあるのは「係るものであって、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号及び第六号に」とする。

第四十九條第一項中「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同条第四項第四号中「農林水産大臣の許可を除く。」を削る。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第二十條 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同条第四項第四号中「農林水産大臣の許可を除く。」を削る。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第二十一條 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項第三号中「次項第七号」を「次項第六号」に改め、同条第四項中「第二号及び第四号から第十号まで」を「及び第三号から第九号まで」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「農地法」の下に「昭和二十七年法律第二百二十九号」を加え、「（前号に掲げる行為を除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「農林水産大臣又は」及び「又は第二号」を削り、同条第六項中「第四項第八号又は第九号」を「第四項第七号又は第八号」に改め、同条第七項第一号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同項第二号中「第四項第五号」を「第四項第四号」に改め、同項第三号中「第四項第六号」を「第四項第五号」に改め、同項第四号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第八項中「第四項第七号」を「第四項第六号」に改め、同条第九項第一号中「第四項第二号」を「第四項第一号」に、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同項第二号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一項を「第十三項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十九條 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

第十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一項第一号中「第四項第二号」を「第四項第一号」に改め、同項第二号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同項第三号中「第四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条に次の二項を加える。

12 計画作成市町村が農地法第四條第一項に規定する指定市町村（次項及び第二十四條において「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第二号から第九号まで」と、「第一号及び第三号」とあるのは「第三号」とする。

13 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画（第四項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第八條第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第二十四條中「法律の規定により都道府県」の下に「又は指定市町村」を加え、同条第一号中「第七條第四項第二号」を「第七條第四項第一号」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十九條 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

一 号」に、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同条第二号中「第七條第四項第五号」を「第七條第四項第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

四 第七條第十三項（第八條第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七條第九項第一号（第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務

五 第七條第十三項（第八條第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七條第十一項第一号（第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクターを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクターを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

地域再生法の一部を改正する法律案  
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五節 地域農林水産業振興  
第六節 構造改革特別区域計  
第七節 財産の処分の制限に  
第七節 地方活力向上地域特定業務施  
第六節 地域再生土地利用計画の作成  
第七節 自家用有償旅客運送者による  
第八節 遊休工場用地等に導入する産  
第九節 地域農林水産業振興施設整備  
第十節 構造改革特別区域計画等の認  
第十一節 財産の処分の制限に係る承

目次中「課税の特例」を「特定地域再生事業に係る課税の特例」に、第六節 構造改革特別区域計  
第七節 財産の処分の制限に  
第七節 地方活力向上地域特定業務施  
第六節 地域再生土地利用計画の作成  
第七節 自家用有償旅客運送者による  
第八節 遊休工場用地等に導入する産  
第九節 地域農林水産業振興施設整備  
第十節 構造改革特別区域計画等の認  
第十一節 財産の処分の制限に係る承

設置備計画の作成等(第十七条の二―第十七条の六)等(第十七条の七―第十七条の十二)貨物の運送の特例(第十七条の十三)業の特例(第十七条の十四)

計画の作成等(第十七条の十五―第十七条の十七)定等の手続の特例(第十七条の十八―第十七条の二十)認の手続の特例(第十八条)

「第八章 雑則(第三十四条―第三十七条)を」を「第八章 罰則(第三十八条)」に改める。

第四条第二項第四号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五条第四項第三号中「第八号」を「第十二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号中「第十七条の七」を「第十七条の二十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第十七条の六」を「第十七条の十九」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十項及び第十七条の五」を「第十一項及び第十七条の十八」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 地方活力向上地域(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの(第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。))以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。以下「特定業務施設」という。)を整備する事業(以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。)に関する事項

に、「第八章 雑則(第三十四条―第三十七

」に改める。

第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。を含む一定の地域をいい、市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第六項において同じ。))その他政令で定める区域を除く。以下同じ。において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点(以下「地域再生拠点」という。))の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であつて、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。))が行うものに関する事項

期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域(同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。))における産業の現状その他の事情に照らし、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

第五条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第十五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項第五号」を「第四項第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第四項第七号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

第六条第一項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「前条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第七条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改め、同条第二項中「第十八項」を「第十九項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第十条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例

第十八条中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十二号」に改める。

第五章第七節を同章第十一節とする。

第十七条の七中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十一号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、第五章第六節中同条を第十七条の二十とする。

第十七条の六中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の五中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十八とする。

第五章第六節を同章第十節とする。

第十七条の四中「第十七条の二第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、第五章第五節中同条を第十七条の十七とする。

第十七条の三第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の二第一項中「認定地方公共団体である市町村(以下この条において「認定市町村」という。))を「認定市町村」に改め、「耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。」、「(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)」及び「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削り、同条第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同項第五

号を「第五条第四項第八号」に改め、同項第五

号中「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。第十七条の四において同じ。」を削り、同条を第十七条の十五とする。

係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に關し内閣府令で定める事項

の實施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業の實施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等  
（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等）  
第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の實施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

認定地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に從つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業

一 認定地域再生計画に適合するものであること  
二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に關し内閣府令で定める要件に適合するものであること。

認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

第六節 地域再生土地利用計画の作成等  
（地域再生土地利用計画の作成）  
第十七条の七 認定地方公共団体である市町村（以下「認定市町村」という。）は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができる。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

二 地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。）並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

4 地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項
- イ 当該事業の実施主体
- ロ 当該誘導施設の種類及び規模
- ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積
- ニ その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項
- 二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供

5 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合であつては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合であつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められなければならない。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について

- 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められなければならないこと。
- 五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

6 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第二項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであ

り、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の周辺の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

7 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。

（建築等の届出等）  
第十七条の八 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行うおとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

一 当該地域再生土地利用計画に記載された前

条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるものを除く。）

二 当該地域再生土地利用計画（前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為（当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものを除く。）

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるものの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他認定市町村の条例で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならぬ。

4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができ

る。

5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等）

第十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率性かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率性かつ総合的な利用を行つておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率性かつ総合的な利用を行うよう勧告することができる。

（農地等の転用等の許可の特例）

第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号イに規定する実施主体（次項において「誘導施設整備事業者」という。）が、当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計

画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（農用地区域の変更の特例）

第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

（開発許可等の特例）

第十七条の十二 市街化調整区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四十三条第三項に規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、

自家用有償旅客運送者（第十七条の七第九項同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第十九条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

第二十五条第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第九章 罰則

第三十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしない、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法（次条において「新法」という。）第十七条の七第六項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画（新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第二項」の下に、「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に、「地域再生法第十七条の七第六項」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第十八条第一項第二号中「及び」を、「同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項中「第九号」の下に、「第九号の二」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

附則第十六条のうち地域再生法第十七条の二の改正規定中「第十七条の二」を「第十七条の十五」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであって、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」と

する。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項（同条第十項）」を「第十七条の七第十項（同条第十一項）」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地域再生法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。



平成二十七年六月二十四日印刷

平成二十七年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P